

杉並区立施設再編整備計画
(第一期)

第二次実施プラン
(平成 31~33 年度)
(2019~2021 年度)

計画案

平成 30 年 8 月

目 次

1 計画の策定に当たって	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画策定の視点・ポイント	3
(3) 対象となる区立施設等	5
2 計画期間と進め方	6
3 取組の将来像	7
4 取組体制	8
5 再編整備の方向性と具体的な取組	9
(1) 保育園、子供園	11
(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）	17
(3) 学校施設	20
(4) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	25
(5) ゆうゆう館	30
(6) 集会施設	34
(7) 文化・教育施設	41
(8) 体育施設	46
(9) 庁舎等	48
(10) 障害者（児）施設	52
(11) 公共住宅	54
(12) 自転車駐車場、集積所	56
(13) 都市公園、児童遊園、遊び場等	59
(14) 民営化宿泊施設	62
● 資料編	64

※平成31年4月30日までは「平成」の元号ですが、5月1日以降の新元号は現時点で決定・公表されていないことから、本冊子では、新元号となる年の表記について、「平成」の表記をするとともに西暦を併記します。

1 計画の策定に当たって

(1) 計画の位置づけ

杉並区立施設再編整備計画（第一期）（平成 26～33 年度）（以下「第一期計画」という。）は、施設の安全性の確保や持続可能な行財政運営の推進、新たな行政需要への対応を図るため、平成 26 年 3 月に策定されました。

今回の杉並区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン（平成 31～33 年度）（2019～2021 年度）（以下「第二次実施プラン」という。）は、第一期計画の具体的な実施計画として、平成 31（2019）年度からの 3 か年の取組を定めたものです。

一方、国は公共施設を含むあらゆるインフラについて、安全・安心を確保し、戦略的な維持管理・更新を推進するために、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。その計画では、国の各省庁や地方自治体等に対し、公共施設を含むインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組を明らかにする「公共施設等総合管理計画」を策定するよう求めています。

第二次実施プランは、この「公共施設等総合管理計画」の考え方方に沿って策定しています。また、「公共施設等総合管理計画」では、インフラ施設（道路、橋りょう等）も対象とされていることから、区では第二次実施プランのほか、「橋りょう白書」（平成 25 年 3 月策定）、「道路舗装白書」（平成 26 年 11 月策定）等を合わせて、「杉並区公共施設等総合管理計画」として位置付けることとしています。

さらに国は、地方自治体等に対し、個別施設毎の長寿命化や改築・改修等の具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」について、平成 32（2020）年度までの策定を求めていました。区ではこうした背景も踏まえ、今後も引き続き、計画的な施設の維持管理・更新等に取り組んでいきます。

【第二次実施プランとインフラ長寿命化基本計画等の関係図】



(2) 計画策定の視点・ポイント

区は平成 26 年 3 月に杉並区立施設再編整備計画（第一期）（平成 26～33 年度）・第一次実施プラン（平成 26～30 年度（以下「第一次実施プラン」という。）」を策定し、平成 28 年度には計画の進捗状況や新たに生じた課題を踏まえて改定を行い、着実に取組を進めてきました。また、平成 29 年度には「施設白書 2018」を作成し、施設の現状や課題を明らかにしてきました。これらを踏まえ、国が求めているインフラ長寿命化基本計画に基づく「個別施設毎の長寿命化計画」の策定も視野に、平成 31（2019）年度から 33（2021）年度までの 3 年間の取組について計画化する第二次実施プランを策定することとした。

第二次実施プランでは、第一次実施プランの取組からの連續性を確保しつつ、施設の利用実態と区民ニーズの変化等を踏まえて、課題や方向性を再度精査した上で、取組の進捗状況に合わせて具体化を図ります。

このほか、次の①、②の視点から、取組の具体化を図っていきます。

①施設の長寿命化の推進

施設をより長く、安全・安心に利用できるようにするためにには、建物の安全性や機能性が維持されるよう、適切な修繕等を行う必要があります。一方、老朽化した施設については、順次、改築などの対応が必要となりますが、昨年度作成した「施設白書 2018」では、直近 10 年間に区立施設の改築時期が一斉に到来することで改築・改修経費が集中し、大きな財政負担となることがわかりました（※）。

こうした課題に対応するため、区では今後、築年数が経過した施設を一律に改築するのではなく、構造躯体が健全な建物については改築時期を築 80 年程度まで延ばすなど、定期的な修繕や施設の長寿命化改修を行うことで、長期にわたり建物の安全性・機能性を維持するとともに、改築・改修時期の分散化による財政負担の平準化を図ります。

長寿命化の推進に当たっては、今後、それぞれの建物の劣化や損傷の進行具合を的確に把握し、適切な改築・修繕計画を策定していきます。その際、行政需要への対応や、近隣施設との複合化等の可能性、財政負担の平準化を考慮した上で計画化を図ります。

※施設の改築等のコストについては、今後の改築等に必要となる経費の概算を把握するため、直近の区の工事における単価を踏まえて改築等に係る経費を精査するなど、改めて試算をしています（P68「施設の改築等のコスト試算」参照）。

②民間活力の導入に向けた検討

施設の建設や維持管理には多額の経費が必要になります。従って、経費の抑制、歳入確保の観点から、民間事業者の資金や経営ノウハウ等を積極的に活用し、施設運営の効率化を図ることが必要となります。

こうした視点のほか、事業運営での活用、さらには民間事業者の参入可能性を調査・研究するためのサウンディング型市場調査（※）の導入など、様々な視点から民間活力の導入に向けて検討を進めていきます。

※サウンディング型市場調査とは

公有地の活用や民間サービスの導入などの取組における内容・公募条件等を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者の意向調査や民間事業者との直接対話をを行い、取組の内容・公募条件等に関する整理を行うものです。これにより、区にとっては事業検討に向けて市場性の有無やアイデアを把握するほか、検討段階における公平性・透明性を確保できるなどのメリットがあります。また民間事業者にとっても自らのノウハウと創意工夫を取組に反映し、参入しやすい環境とすることができます。

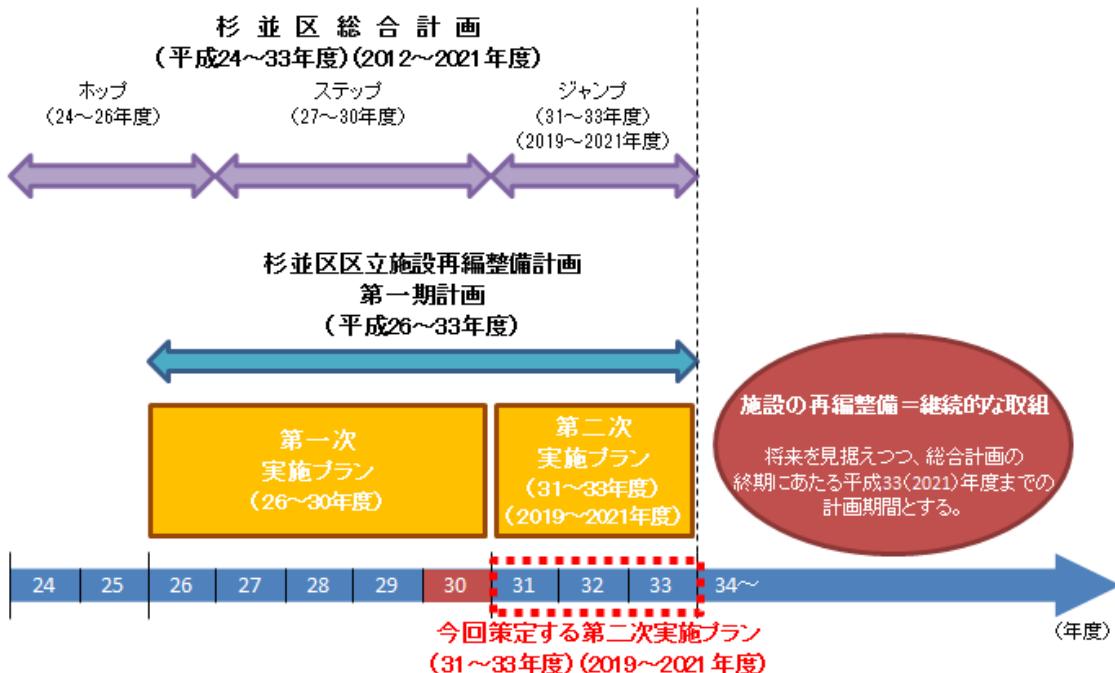
(3) 対象となる区立施設等

再編整備の検討の対象となる区立施設については、第一期計画で定めており、インフラ施設（道路、橋梁等）^{りょう}以外を対象としています。第二次実施プランの取組期間である平成31（2019）年度から33（2021）年度までの間に取組を進める施設等は以下のとおりです。

再 編 整 備 の 検 討 対 象 区 立 施 設	●施設の分類	●取組を進める施設等
	(1) 保育園、子供園	保育園 子供園
	(2) 特別養護老人ホーム等	特別養護老人ホーム等（民営施設）
	(3) 学校施設	小学校、中学校 統合後の学校（学校跡地）
	(4) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	児童館、学童クラブ 子ども・子育てプラザ
	(5) ゆうゆう館	ゆうゆう館
	(6) 集会施設	地域区民センター 区民集会所 区民会館 区民事務所会議室 杉並会館 産業商工会館
	(7) 文化・教育施設	図書館、図書サービスコーナー 社会教育センター ゆうゆうハウス
	(8) 体育施設	体育館 運動場、プール
	(9) 庁舎等	本庁舎 子ども家庭支援センター 清掃事務所、支所、分室等 旧杉並中継所
	(10) 障害者（児）施設	障害者（児）通所施設 障害者福祉会館等
	(11) 公共住宅	区営住宅（アパート） 高齢者住宅（みどりの里）
	(12) 自転車駐車場、集積所	登録制自転車置場 有料制自転車駐車場 自転車集積所
	(13) 都市公園、児童遊園、遊び場等	都市公園 児童遊園、遊び場、いこいの森
	(14) 民営化宿泊施設	民営化宿泊施設

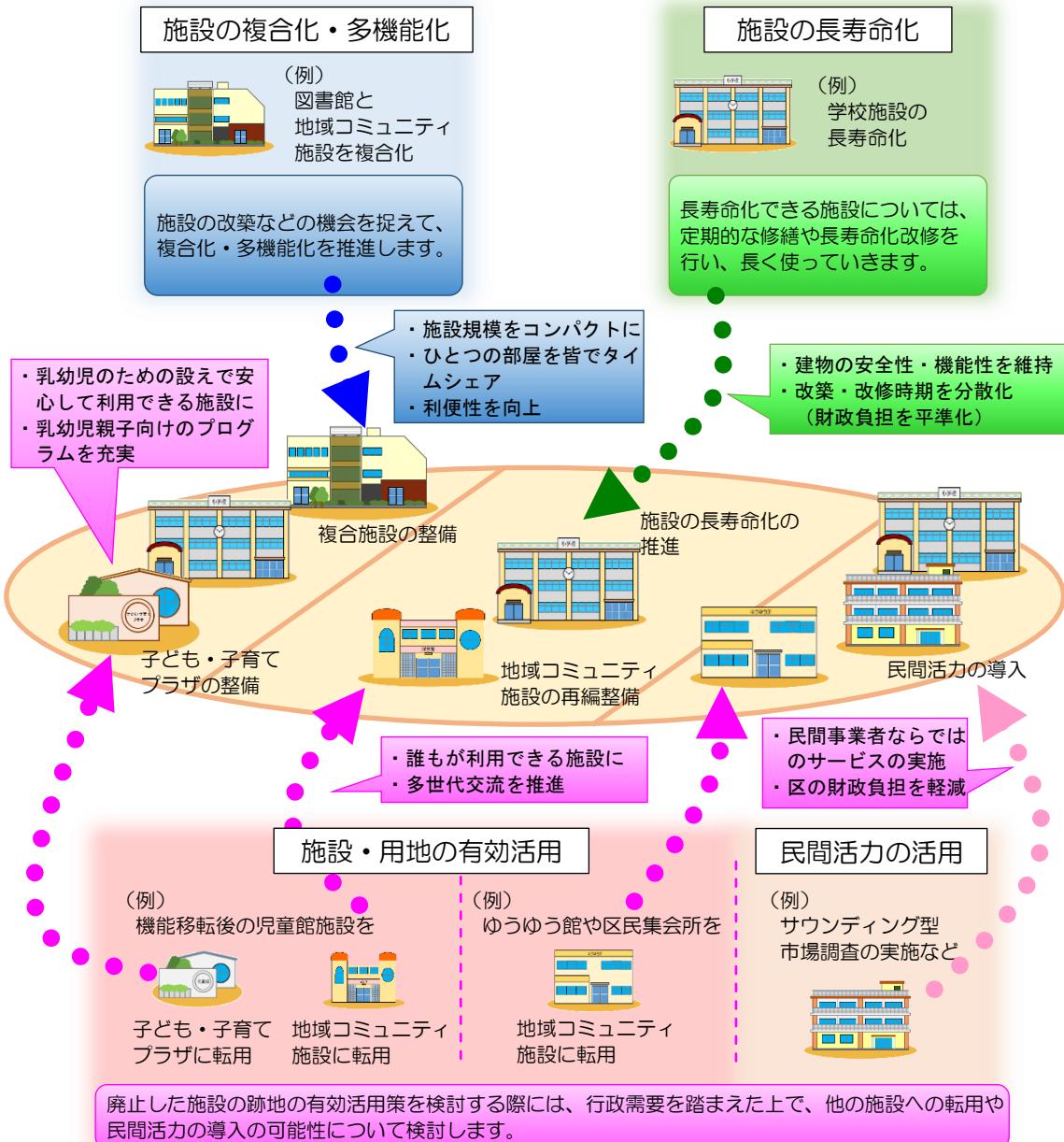
2 計画期間と進め方

平成 26 年 3 月に策定した杉並区立施設再編整備計画（第一期）は、杉並区総合計画との整合性を図るために、平成 26 年度から杉並区総合計画の終期に当たる平成 33（2021）年度までを第一期計画としています。この第一期計画を円滑に推進するため、平成 26～30 年度の期間を第一次実施プランとして定め、取組を進めてきました。今回は、平成 31（2019）年度から杉並区総合計画の終期である平成 33（2021）年度までの期間を第二次実施プランの計画期間として定め、取組を着実に進めていきます。



3 取組の将来像

杉並区立施設再編整備計画（第一期）（平成26～33年度）では、施設の更新などを効率的・効果的に実施するため、以下のような取組を進めています。



これらの取組を進めることで…

- ・持続可能な行財政運営を実現します。
- ・将来にわたって快適で安全・安心な施設サービスを提供します。
- ・時代とともに変化する区民ニーズに的確に対応します。

4 取組体制

施設の再編整備の取組を推進し、持続可能な行財政運営を実現していくためには、全庁的な体制による取組が欠かせません。そこで区では、庁内の検討組織である行財政改革推進本部の下に、必要に応じて検討部会を設置し、進行管理を適切に行いながら、着実に取組を進めています。

また、第一期計画では、道路や橋梁^{りょう}などのインフラ施設は対象としていませんが、これらについては別途「道路舗装白書」、「橋梁^{りょう}白書」等を作成し、必要に応じて実行計画にも反映させることで、計画的に改修・長寿命化に取り組んでいます。施設の整備や維持管理を行う庁内関係部署が密に連携し、総合的に強固な体制で取り組んでいます。

5 再編整備の方向性と具体的な取組

(1) 保育園・子供園	(7) 文化・教育施設等
区立施設・用地を活用した認可保育所の整備	中央図書館の大規模改修
都営住宅の整備に合わせた認可保育所の整備	高円寺地域の新たな図書館に関する検討
都市公園の開園に合わせた認可保育所の整備	地域図書館の移転・改築等
仮設園舎の有効活用	移転・改築後の図書館跡地の有効活用策の検討
区立保育園の跡地活用	社会教育センター（高円寺地区民センター併設）の大規模改修
高円寺北子供園の拡充	次世代型科学教育の新たな拠点の整備
(2) 特別養護老人ホーム等(民営施設)	生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の機能継承
区立施設の跡地活用による整備の促進（特別養護老人ホーム）	(8) 体育施設
区有地の活用による整備の促進（特別養護老人ホーム）	永福体育馆移転後の跡地を活用した（仮称）永福三丁目複合施設の整備
国・都有地の活用による整備の促進（特別養護老人ホーム）	旧阿佐谷けやき公園プール廃止後の用地活用
都有地の活用による整備の促進（認知症高齢者グループホーム）	(9) 庁舎等
(3) 学校施設	本庁舎東棟の改築の検討
学童クラブの小学校内での実施	高円寺子ども家庭支援センターの整備
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	杉並清掃事務所の改築を含む清掃施設全体のあり方の検討
旧若杉小学校の跡地活用	旧杉並中継所の活用策の検討
統合後の杉並第四小学校の跡地活用	(10) 障害者(児)施設
統合後の杉並第八小学校の跡地活用	区立施設を活用した重度身体障害者通所施設の整備
富士見丘小学校移転後の跡地活用	都有地を活用した重度知的障害者通所施設（生活介護）等の整備
(4) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	(11) 公共住宅
学童クラブの小学校内等での実施	区営住宅改築時期の検討
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	(12) 自転車駐車場・集積所
子ども・子育てプラザの整備	有料制自転車駐車場未整備地への整備
中・高校生の新たな居場所づくり	富士見ヶ丘自転車集積所の移転
阿佐谷児童館の移転・複合化等	旧宮前自転車集積所の跡地活用
機能移転後の児童館施設の跡地活用	(13) 都市公園・児童遊園・遊び場等
(5) ゆうゆう館	多世代が利用できる公園づくりの実施
地域コミュニティ施設への転用・機能継承	立体都市公園制度の活用による整備
併設施設の廃止に伴う移転	統合後の杉並第八小学校跡地を活用した整備
(6) 集会施設	(14) 民営化宿泊施設
阿佐谷地域区民センターの移転・複合化	保有の適否の検討
地域区民センターの大規模改修等	
新たな地域コミュニティ施設の再編整備	
廃止後の区民事務所会議室の有効活用	
レセプション機能とアニメーションミュージアムの移転先検討	
産業商工会館の維持保全及び機能補完等	

各取組の記載内容について

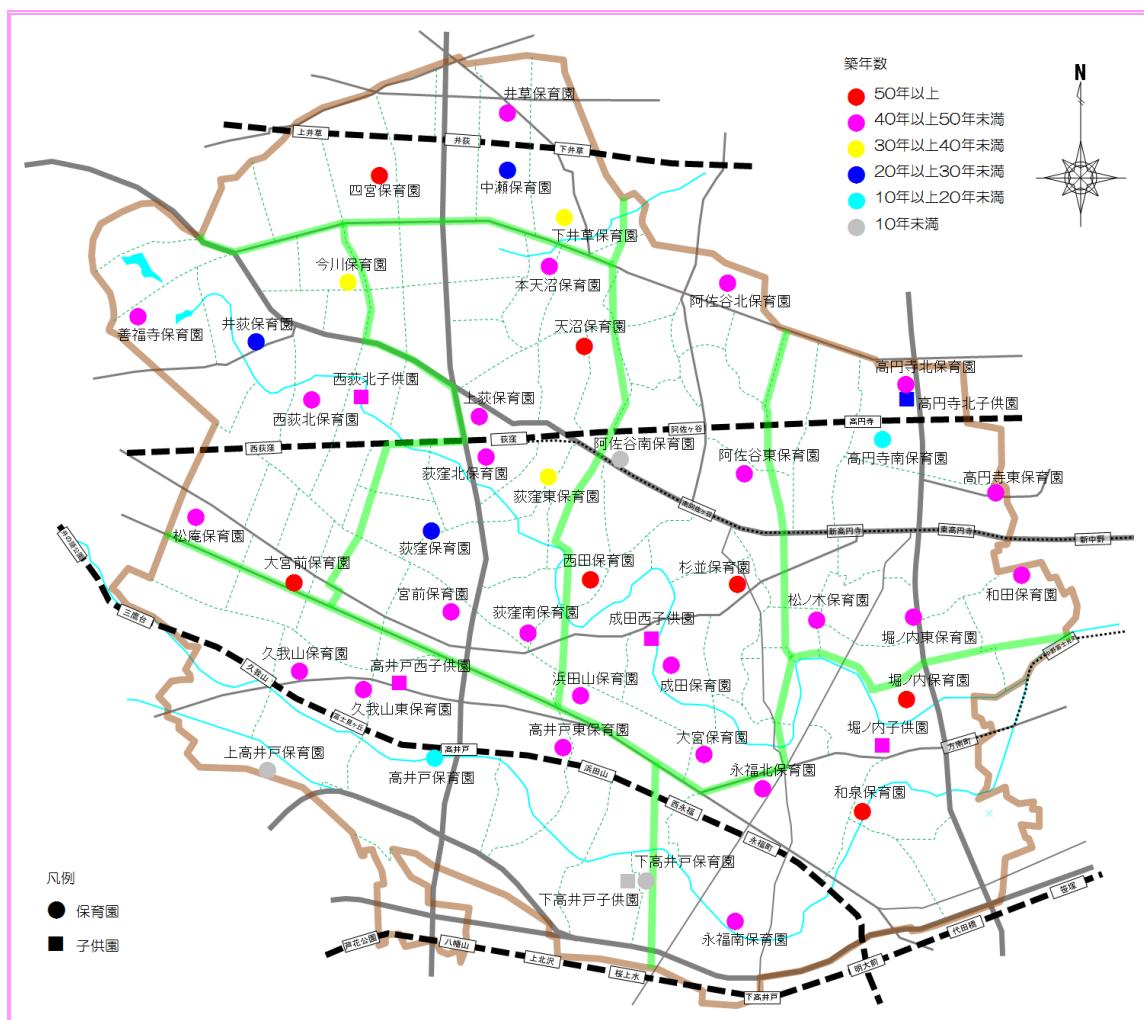
- 「施設の概要」欄には、第二次実施プランの計画期間である平成 31（2019）～33（2021）年度に取組を進める施設の設置目的等を記載しています。なお、施設数及び平均規模等は平成 31 年 3 月末の見込みを、平均利用率等は平成 29 年度の実績値をそれぞれ記載しています。また、平均規模や平均利用率等は概算です。
- 「施設の配置」は、「施設の概要」欄に記載のある施設等について、平成 31 年 3 月末の見込みを記載しています。ただし、区外の施設については、記載していません。
- 「具体的な取組」及び「実施スケジュール」は、第二次実施プランで対象とする平成 31（2019）～33（2021）年度の取組について記載しています。
- 「実施スケジュール」に記載されている財政効果額は、第一期計画に記載した財政効果額の算出期間に合わせ、平成 55（2043）年度までの見込み額を算出しました。

(1) 保育園、子供園

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
保育園	保護者が就労などで保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	42	702 m ²
子供園	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6	700 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

女性の就業率が上昇する中で、今後も当面の間、保育需要は増加すると見込まれます。また、区は平成30年4月に待機児童ゼロを実現しましたが、認可保育所への入所を希望した子どもの内、約1/4の方が認可保育所等に入所内定できていない状況です。こうしたことから、今後も認可保育所を核とした計画的な施設整備に取り組み、待機児童ゼロの継続はもちろんのこと、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境を整える必要があります。

認可保育所等の整備に当たっては、民間保育事業者が自ら土地・建物を確保して提案する整備のみならず、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産の有効活用などにより、引き続き整備を推進します。また、段階的に廃止を検討している区保育室や移転後の区立保育園の跡地については、近隣の保育需要に応じて、新たな認可保育所整備用地としての活用を図ります。

また、既存の区立保育園・子供園は、計画的に改築等を進めるとともに、改築時の仮設園舎を、近隣の複数の保育施設の改築に利用するなど有効活用します。

具体的な取組

【区立施設・用地を活用した認可保育所の整備】

活用する区立施設・用地	開設予定年度	活用の方法
旧若杉小学校	平成31 (2019) 年度	既存建物（北校舎）を改修し、整備します。
旧清沓中通会議室	平成32 (2020) 年度	既存建物の改修等を行い、整備します。
阿佐谷北保育園 移転後の跡地（※1）	平成33 (2021) 年度	既存建物を解体・撤去し、整備します。
西荻地域区民センター		大規模改修に合わせ、一部を保育所として整備します。
西田保育園廃止後の跡地	平成34 (2022) 年度	既存建物を解体・撤去し、整備します。
保育室和泉北 廃止後の跡地		既存建物を解体・撤去し、整備します。
成田西子供園 移転後の跡地（※2）		現施設を移転・改築した後、既存建物を解体・撤去し、移転する成田保育園と地域コミュニティ施設の併設施設を整備します。

統合後の杉並第八小学校跡地	平成 35 (2023) 年度	既存建物を解体・撤去し、整備します。
成田保育園 移転後の跡地	平成 36 (2024) 年度	併設する成田児童館の東田小学校内への機能移転及び成田保育園の移転改築後、既存建物を解体し、整備します。

※1 阿佐谷北保育園移転後の跡地については、第一次実施プランにおいては、保育園の移転後に既存園舎を改修して保育所を整備することとしていましたが、保育の定員をより一層拡充し将来に渡る地域の保育需要に応えることが可能になるとともに、以下の施設等に関する再編整備が進むことから、既存建物を解体して整備することとします。

- ・東原児童館の学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を、杉並第九小学校内に移転します。
- ・機能移転後の東原児童館施設を活用して地域コミュニティ施設を整備し、同施設へゆうゆう阿佐谷北館の機能を継承します。
- ・杉並第九小学校内にある杉九ゆうゆうハウスを、中央図書館や地域コミュニティ施設等へ機能継承します。

※2 成田西子供園移転後の跡地については、第一次実施プランにおいては、子供園の移転後に既存園舎を改修して保育所を整備することとしていましたが、保育の定員をより一層拡充し将来に渡る地域の保育需要に応えることが可能になるとともに、近隣の成田保育園の移転・改築先の確保及び地域コミュニティ施設の再編整備が進むことから、既存建物を解体して整備することとします。

【都営住宅の整備に合わせた認可保育所の整備】

活用する用地	開設予定年度	活用の方法
(仮称) 都営天沼二丁目団地	平成 35 (2023) 年度	団地内に新たに整備する予定の保育施設に、天沼保育園を移転します。

【都市公園の開園に合わせた認可保育所の整備】

活用する用地	開設予定年度	活用の方法
(都立) 玉川上水緑道	平成 32 (2020) 年度	東京都が計画している都立玉川上水緑道の開園に合わせて、当該敷地内に整備します。

【仮設園舎の有効活用】

活用する施設	活用の方法
(仮称) 永福三丁目複合施設（※）	近隣の大宮保育園を改築するための仮設園舎として活用します。また、大宮保育園の改築後、近隣の永福北保育園の移転先又は改築時の仮設園舎として活用します。

※(仮称) 永福三丁目複合施設とは、移転後の旧永福体育館跡地に整備する、保育所、永福図書館の移転先としての図書館、地域コミュニティ施設の3つの施設から成る複合施設です。(平成33(2021)年度開設予定)

【区立保育園の跡地活用】

活用する用地	活用の方法
旧上井草保育園跡地	上井草保育園は、平成30年7月に移転・民営化しました。移転後の跡地は、重度身体障害者通所施設を整備し、平成31(2019)年度中に開設します。

【高円寺北子供園の拡充】

○高円寺北子供園については、併設する杉並第四小学校の高円寺地区小中一貫教育校への移転に合わせて、施設内で改修・移転し2年保育から3年保育に拡充します。

実施スケジュール

【区立施設・用地を活用した認可保育所の整備】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政効果額 (億円)
旧若杉小学校の跡地活用	● 開設(平成36(2024)年度末移転予定)			5.0
旧清沓中通会議室の跡地活用	↔ 改修等 ● 開設			4.6
阿佐谷北保育園移転・改築後の跡地活用	↔ 解体 ↔ 事業者選定 ● 設計・建設(事業者)		● 開設	5.2
西荻地域区民センター(勤労福祉会館併設)の大規模改修に合わせた保育所整備	↔ 事業者選定 ↔ 改修 ● 開設			0.9

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
西田保育園廃止後の跡地活用	● 廃止 解体 事業者 選定	↔ ↔ ↔	設計・建設 (事業者)	9.3
保育室和泉北廃止後の跡地活用	● 廃止 解体 事業者 選定	↔ ↔ ↔	設計・建設 (事業者)	2.4
成田西子供園移転・改築後の跡地活用		↔ 解体 設計	↔ 建設	7.3
統合後の杉並第ハ小学校の跡地活用			↔ 解体 事業者 選定 設計・建設 (事業者)	

【都市公園の開園にあわせた認可保育所の整備】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
(都立) 玉川上水緑道の開園にあわせた当該敷地内の整備	↔ 設計・建設 (事業者)	● 開設		

【仮設園舎の有効活用】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
(仮称) 永福三丁目複合施設に整備する保育所の有効活用	• (仮称) 永福三丁目複合施設の整備	↔ 建設	↔ 仮設園舎 活用	0.7
	• 大宮保育園の改築		↔ 解体 設計	

【区立保育園の跡地活用】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
旧上井草保育園跡地を活用した重度身体障害者通所施設の整備	建設 開設 (事業者)			4.5

【高円寺北子供園の拡充】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
統合後の杉並第四小学校の改修に合わせた高円寺北子供園の施設内での移転・拡充	設計	改修		

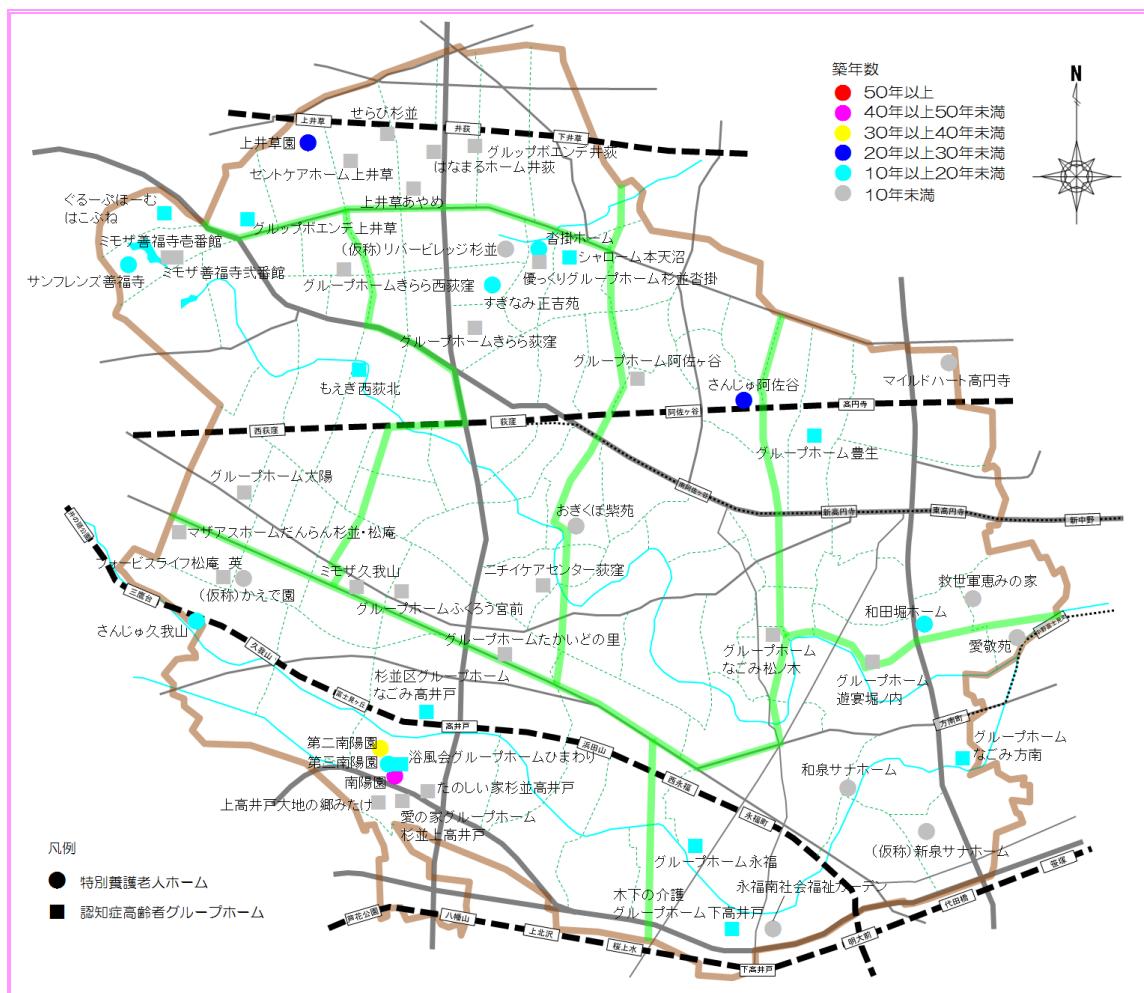
(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）

施設の概要

設置目的		施設数	平均規模
特別養護老人ホーム（※）	常時介護が必要な要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話等を行うことを目的とする施設	20	3,979 m ²
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者が家庭的な環境の中で必要な援助を受けながら、認知症の進行を和らげ、少人数で共同生活を送ることを目的とする施設	33	570 m ²

※施設数及び平均規模には、静岡県南伊豆町に整備したエクレシア南伊豆を含む。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

区の高齢化率は、上昇の一途をたどっています。団塊の世代が全て75歳以上となる平成37（2025）年度には、後期高齢者（75歳以上）が現在より1万4千人以上増加することが予測され、これに伴い、要介護高齢者も増加することが見込まれます。区では介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、特別養護老人ホーム（ショートステイを含む）や認知症高齢者グループホーム等の整備を進めており、特別養護老人ホームについては、平成24年度から平成33（2021）年度までの10年間で、区立施設の再編整備等により生み出された区有地等を活用し、1,000人の定員を確保する取組を行っています。

特別養護老人ホームの整備には、事業者が安定的に運営するために大規模な用地が必要ですが、狭小な住宅密集地を抱える杉並区ではその用地の確保が困難であるとともに、用地確保に当たっての財政負担も大きなものとなります。こうしたことから、統合後の学校施設など新しい学校づくり計画によって生み出された一定規模以上の区有地や未利用の公有地の有効活用と建設助成を合わせて行うことなどにより、民間事業者による特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備を引き続き促進していきます。

具体的な取組

（特別養護老人ホーム）

【区立施設の跡地活用による整備の促進】

○統合後の杉並第八小学校跡地を活用した特別養護老人ホーム及び看護小規模多機能型居宅介護施設の整備について検討し、平成31（2019）年度に方針決定します。

【区有地の活用による整備の促進】

活用する用地	開設予定年度	併設施設
天沼三丁目用地 (荻窪税務署 移転後の跡地等)	平成33 (2021) 年度	・看護小規模多機能型居宅介護施設 ・診療所 ・訪問看護ステーション

【国・国有地の活用による整備の促進】

活用する用地	開設予定年度	併設施設
成田東三丁目（国有地）	平成31 (2019) 年度	・小規模多機能型居宅介護施設
高井戸東三丁目（国有地）		・看護小規模多機能型居宅介護施設
高円寺南五丁目（国有地）	平成32 (2020) 年度	なし

(認知症高齢者グループホーム)

【都有地の活用による整備の促進】

活用する用地	開設予定年度	併設施設
久我山一丁目 (都有地)	平成34 (2022) 年度	・(看護)小規模多機能型居宅介護施設 ・重度知的障害者通所施設(生活介護)

実施スケジュール

(特別養護老人ホーム)

【区立施設の跡地活用による整備の促進】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
統合後の杉並第8小学校跡地を活用した特別養護老人ホーム等の整備	←→ 方針決定			

【区有地の活用による整備の促進】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
天沼三丁目用地(荻窪税務署移転後の跡地等)を活用した特別養護老人ホーム等の整備	←→ 設計 (事業者)	建設 (事業者)	開設	

【国・都有地の活用による整備の促進】

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
成田東三丁目都有地の活用による特別養護老人ホーム等の整備	→● 建設 開設 (事業者)			
高井戸東三丁目国有地の活用による特別養護老人ホーム等の整備	→● 建設 開設 (事業者)			
高円寺南五丁目国有地の活用による特別養護老人ホームの整備	→● 建設 (事業者)	● 開設		

(認知症高齢者グループホーム)

【都有地の活用による整備の促進】

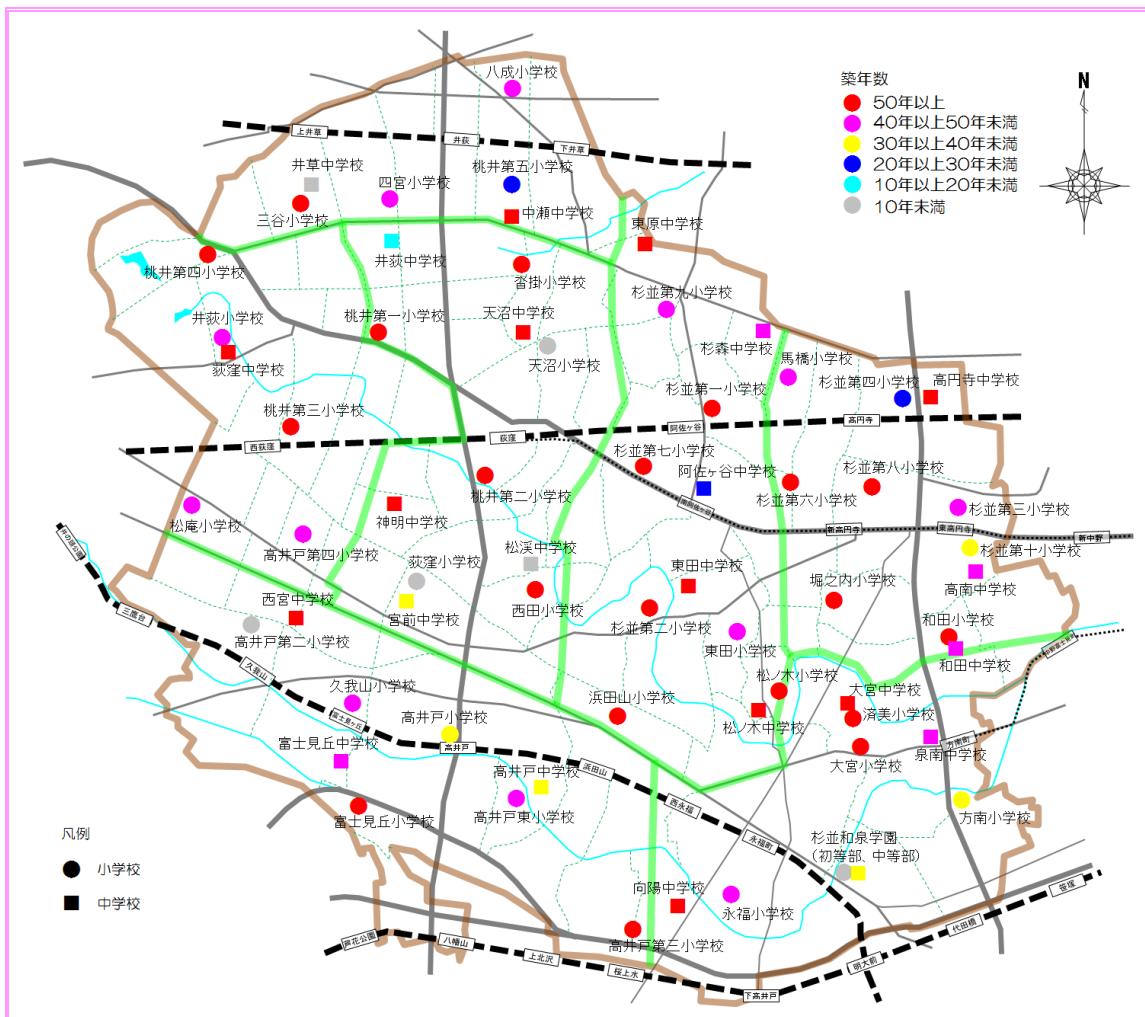
具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
久我山一丁目都有地を活用した認知症高齢者グループホーム等の整備	←→ 事業者 選定	→● 設計 (事業者)	←● 建設 (事業者)	

(3) 学校施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模
小学校	41	6,163 m ²
中学校	23	7,250 m ²

施設の配置



課題と再編整備の方向性

現在、区立の小学校は41校、中学校は23校ありますが、その内、現在改築中の学校を除き26校は築50年を経過し、今後、次々と施設の更新時期を迎える。

また、昭和50年代をピークに減少傾向にあった児童・生徒数は、近年、増加傾向にありますが、中・長期的な視点で見ると人口減少が予測されており、今後の学校改築に当たっては、教育の質を確保するとともに、将来の児童・生徒数の

減少を見据えた柔軟性のある施設づくりが求められます。

さらに、小学校では、学びの場にとどまらず、子どもの安全・安心な放課後等の居場所として、学校施設を有効に活用することが求められており、学校内での学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の実施などを進めています。

このような背景をもとに今後の学校施設の改築・改修に当たっては、良好な教育環境の整備を図りつつ、学校施設のスリム化や、長寿命化を進めるとともに、他施設との複合化・多機能化により、より一層、地域コミュニティの核となる施設づくりを目指します。これらの学校施設を取りまく状況等を勘案しつつ、学校施設の適切な維持・保全と財政負担の軽減や平準化が図られるように、国が平成32（2020）年度までの策定を求めていたインフラ長寿命化基本計画に基づく「個別施設毎の長寿命化計画」への対応を踏まえて「杉並区立小中学校老朽改築計画」（平成26年5月策定）の改定を行い、計画的な施設の改築、長寿命化に取り組んでいきます。

具体的な取組

（学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施）

【学童クラブの小学校内での実施】

○児童館で実施している学童クラブについては、保護者の要望等を踏まえて小学校内の実施を基本とし、余裕教室等の活用のほか、敷地の一部の活用や学校改築に合わせた整備などにより、計画的な移設を進めます。第二次実施プランでは、荻窪北、高円寺北・高円寺中央、東原の4か所の学童クラブについて小学校内で実施していきます。

【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

○小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとしています。第二次実施プランでは新たに10校で本格実施していきます。

（学校跡地の活用方法検討）

【旧若杉小学校の跡地活用】

○旧若杉小学校の跡地については、平成31年4月に、さざんかステップアップ教室「荻窪教室」の運営を開始します。また、重症心身障害児通所施設等については、当面の間、運営を継続します。今後の旧若杉小学校の本格活用を見据えて、現在、運営している保育室については段階的に新たな入園募集を停止の上、平成36（2024）年度末に廃止し、平成31年4月に新たに開設する保育所については、平成36（2024）年度末に移転します。移転先については、改築後の（仮称）都営天沼二丁目団地に整備予定の保育施設に天沼保育園が移転した後の跡地を活用します。なお、校庭及び体育館は、防災の観点から引き続きオープンスペースを確保し、災害時の避難場所として活用します。

【統合後の杉並第四小学校の跡地活用】

＜考え方＞

- 統合後の杉並第四小学校の跡地については、築 26 年の既存の建物及び敷地を有効活用していきます。跡地活用に当たっては、民間活力の導入を視野に、子どもから高齢者まで多世代が集い交流し、地域活動やにぎわい創出につながる場として整備し、地域に根差した運営を目指します。

＜活用方法＞

- 震災救援所機能を維持することを前提に、既存の校庭をオープンスペースとして確保するとともに、体育館をはじめ、施設を避難場所として活用していきます。また、高円寺地区小中一貫教育校の部活動等を補完するための場などとして、校庭や体育館を活用していきます。

- 既存の校舎を活用して高円寺北子供園を改修し、3年保育に拡充します。このほか、高円寺駅に至近な立地条件や地域特性を踏まえ、次世代型科学教育の新たな拠点を整備するほか、地域のイベントやコミュニティ活動、若者の様々な活動など、多目的に利用できる場を整備します。

【統合後の杉並第八小学校の跡地活用】

＜考え方＞

- 統合後の杉並第八小学校の跡地については、既存の建物が築 51 年を経過し、老朽化が進んでいることに加え、学校以外の用途に転用するためには多額の改修費が必要になることから、校舎及び体育館等を解体・撤去した後、新たに施設を整備することとします。跡地活用に当たっては、行政需要への対応を図るとともに、多世代が憩い、学び、交流できる、地域コミュニティの核となる施設づくりと地域に根差した運営を目指します。

＜活用方法＞

- 震災救援所機能を維持することを前提に、既存の校庭と同程度のオープンスペースを確保します。施設についても避難場所として活用できるよう、諸室の構成や規模などを工夫して整備します。また、オープンスペースは、以下の各施設との一体性にも配慮して、子どもから高齢者まで幅広い世代の憩いの場となるよう、公園として整備します。

- 特別養護老人ホーム及び看護小規模多機能型居宅介護施設の整備を検討し、平成 31 (2019) 年度に方針決定します。

- 保育所を整備します。

- 近隣の高円寺図書館の移転先としての図書館と地域コミュニティ施設との複合施設を整備します。複合施設には、集会や様々なコミュニティ活動ができるスペースのほか、乳幼児親子や中・高校生の居場所となるスペース、地域のイベントや運動ができるスペースなどを整備します。

【富士見丘小学校移転後の跡地活用】

○富士見丘小学校については、富士見丘中学校の移転に伴い、同中学校隣地に移転し、小学校・中学校の一体的な整備を行います。富士見丘小学校が移転した後の跡地については、地域の意見・要望を丁寧に聞きながら、行政需要等も踏まえつつ、民間活力の導入も含め様々な角度から、今後、有効な活用策を検討していきます。

実施スケジュール

(学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
学童クラブの小学校内での実施 ※（ ）内は、対応する児童館名	実施 桃井第二 (荻窪北)	実施 高円寺地区 小中一貫教育校 (高円寺北・ 高円寺中央) 杉並第九 (東原)		
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	実施 桃井第二 桃井第五	実施 高円寺地区 小中一貫教育校 浜田山 大宮 済美 杉並第九	実施 松ノ木 東田 永福	

(学校跡地の活用方法検討)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
旧若杉小学校の跡地活用	・さざんかステップアップ教室 の移転・開設 ● 開設			
	・保育所の整備 ● 開設(平成36年(2024)年度末移転予定)			5.0 (*)
	・保育室若杉の廃止		段階的な 新規入園 募集停止	

(*) P 14 再掲

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
統合後の杉並第四小学校の跡地活用	・高円寺北子供園の3年保育への拡充	設計	改修		
	・次世代型科学教育の新たな拠点等の整備	具体化	設計	改修	
統合後の杉並第八小学校の跡地活用	・特別養護老人ホーム等の整備	方針決定			
	・保育所の整備	解体	事業者選定	設計・建設(事業者)	
	・図書館及び地域コミュニティ施設の整備	具体化		設計	
富士見丘小学校移転後の跡地活用			検討		

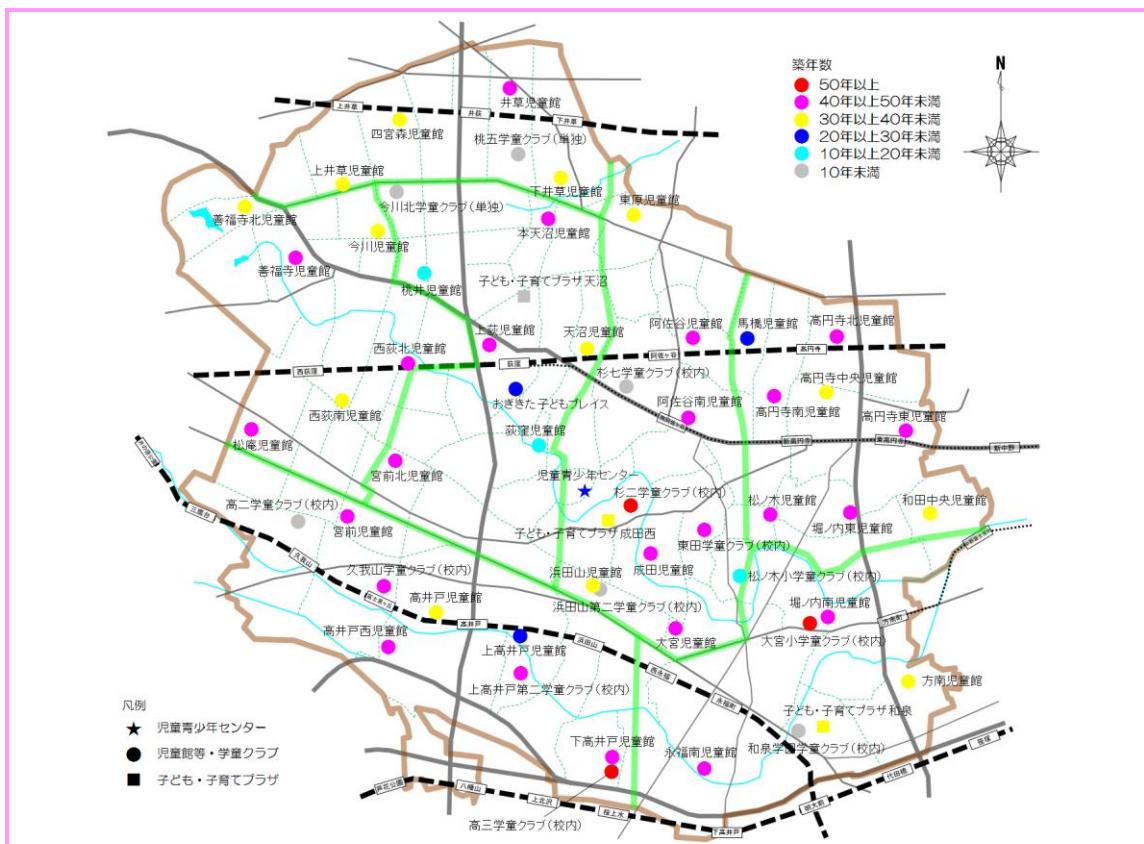
(4) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ

施設の概要

		設置目的	施設数	平均規模
児童青少年センター※		0歳から18歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき設置	1	2,379 m ²
児童館等			39	約459 m ² (学童クラブ育成室除く)
学童クラブ	児童館等併設	保護者が就労などにより、 戸間留守になる家庭の児童を対象にした放課後等の生活の場として設置	35	約135 m ²
	小学校内・単独設置		13	約225 m ²
子ども・子育てプラザ		子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う新たな地域子育て支援拠点として設置	3	約771 m ²

※中・高校生を主な利用対象とする大型児童館（呼称：ゆう杉並）

施設の配置



課題と再編整備の方向性

学童クラブを含む小学生の放課後等の居場所の需要は、女性の就業率の高まりなどを背景にした就学前の保育需要と同様に年々増加しています。この傾向は今後も一定期間続くものとみられ、これらの居場所を必要とする全ての方が利用できるようにしていく必要があります。また、児童館での乳幼児親子の利用も増加傾向にあり、乳幼児親子の交流の場と居場所の充実を図る必要があります。さらには、児童青少年センター（ゆう杉並）の利用実態等を踏まえ、中・高校生がより一層気軽に集い交流することができる新たな居場所が求められています。

こうした全ての子どもたちと子育て世代の保護者等の多様なニーズに応えるため、学童クラブについては、学校改築に合わせた整備や余裕教室、敷地の一部等を活用し、小学校内で実施していくことを基本とします。ただし、今後の児童・生徒数や学級数の状況も踏まえた上で、小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した児童館施設が小学校に近接する場合や、学童クラブとして活用可能なスペースが小学校に近接する場所にある場合には、これを学童クラブとして活用することにより児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保します。また、学童クラブ利用児童以外の小学生については、小学生の放課後等居場所事業を小学校内で実施するなど、段階的に取組を進めています。

乳幼児親子の交流の場と居場所の確保については、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として、「子ども・子育てプラザ」を、再編後の児童館施設等を活用して7地域に2か所ずつ（計14か所）整備することとしており、当面は各地域1か所の整備を段階的に進めます。また、地域コミュニティ施設等にも乳幼児親子の居場所となるスペースを確保し、区全体で現在と同規模の居場所を確保していきます。

中・高校生の新たな居場所については、一部の地域コミュニティ施設等のスペースを活用して実施していきます。

このように児童館機能・サービスの段階的な継承・発展を図る一方、これらの取組を進めることで、小学校等に機能を継承した児童館施設（子ども・子育てプラザに転用する施設を除く）については、地域コミュニティ施設への転用を図るなど、有効に活用していきます。

具体的な取組

【学童クラブの小学校内等での実施】

- 学童クラブの小学校内での実施については、第二次実施プランでは荻窪北、高円寺北・高円寺中央、東原の4か所の学童クラブを小学校内で実施します。
- 小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した後の児童館施設を活用した

学童クラブの整備については、浜田山、堀ノ内南、永福南の3か所で実施し、受入枠の拡大を行います。このほか、学童クラブ需要に対応するため、児童館施設等の改修による学童クラブ受入枠の拡大にも引き続き取り組みます。

○小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備については、桃井第五小学校近接の桃五学童クラブに、下井草学童クラブを移転し統合します。

【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

○小学生の放課後等居場所事業は、平成28年度までに6か所の小学校において、校庭や教室などを活用し、学校支援本部等とも連携しながらモデルとなる取組を行いました。この結果を踏まえて、平成30年度までに新泉和泉小学校及び杉並第二小学校の2校で本格実施に移行しました。第二次実施プランでは新たに10校で本格実施していきます。

【子ども・子育てプラザの整備】

○子ども・子育てプラザの整備については、小学校等に学童クラブや小学生の放課後等の居場所の機能を移転した後の下井草、高円寺中央の2か所の児童館施設を活用し整備するほか、西荻地域・高井戸地域への整備を検討します。

【中・高校生の新たな居場所づくり】

○中・高校生の新たな居場所については、(仮称)永福三丁目複合施設内のスペースを活用して新たな居場所づくりを実施します。このほか、統合後の杉並第ハ小学校跡地においても実施します。

【阿佐谷児童館の移転・複合化等】

○阿佐谷児童館については、旧阿佐谷けやき公園プールの敷地を活用し移転・改築を行う阿佐谷地域区民センターとの複合施設として移転することとし、整備します。整備に当たっては、杉並第一小学校移転・改築後の学童クラブの小学校内への移設や、その後の子ども・子育てプラザへの転用を見据えて進めています。

【機能移転後の児童館施設の跡地活用】

○高円寺北児童館については、近隣の高円寺地区小中一貫教育校内に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の高円寺北児童館施設については、行政需要を踏まえ有効な活用策を検討します。

○東原児童館については、近隣の杉並第九小学校内に学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の東原児童館施設について

は、地域コミュニティ施設に転用します。

○成田児童館については、近隣の東田小学校に小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の成田児童館施設については、併設する成田保育園が成田西子供園移転後の跡地へ移転・改築することに伴い、施設を解体・撤去し、保育所を整備します。

○大宮児童館については、近隣の松ノ木小学校に小学生の放課後等の居場所の機能を移転します。機能移転後の大宮児童館施設については、併設する大宮保育園の改築に合わせて解体・撤去します。

実施スケジュール

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
学童クラブ の小学校内 等での実施	学童クラブの小学校内での実施 ※（ ）内は、対応する小学校名	実施 おぎきた子ども プレイス (桃井第二)	実施 高円寺北及び 高円寺中央 (高円寺地区 小中一貫教育校) 東原 (杉並第九)		
	小学生の放課後等の居場所の機能 などを移転した後の児童館施設を 活用した学童クラブの整備		実施 浜田山 堀ノ内南	実施 永福南	
	小学校に近接するスペースを活用 した学童クラブの整備	実施 下井草 (桃五学童クラブ への移転)			
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 ※（ ）内は、対応する小学校名		実施 おぎきた子ども プレイス (桃井第二) 下井草 (桃井第五)	実施 高円寺北及び 高円寺中央 (高円寺地区 小中一貫教育校) 浜田山 (浜田山) 堀ノ内南 (大宮、済美) 東原 (杉並第九)	実施 大宮 (松ノ木) 成田 (東田) 永福南 (永福)	

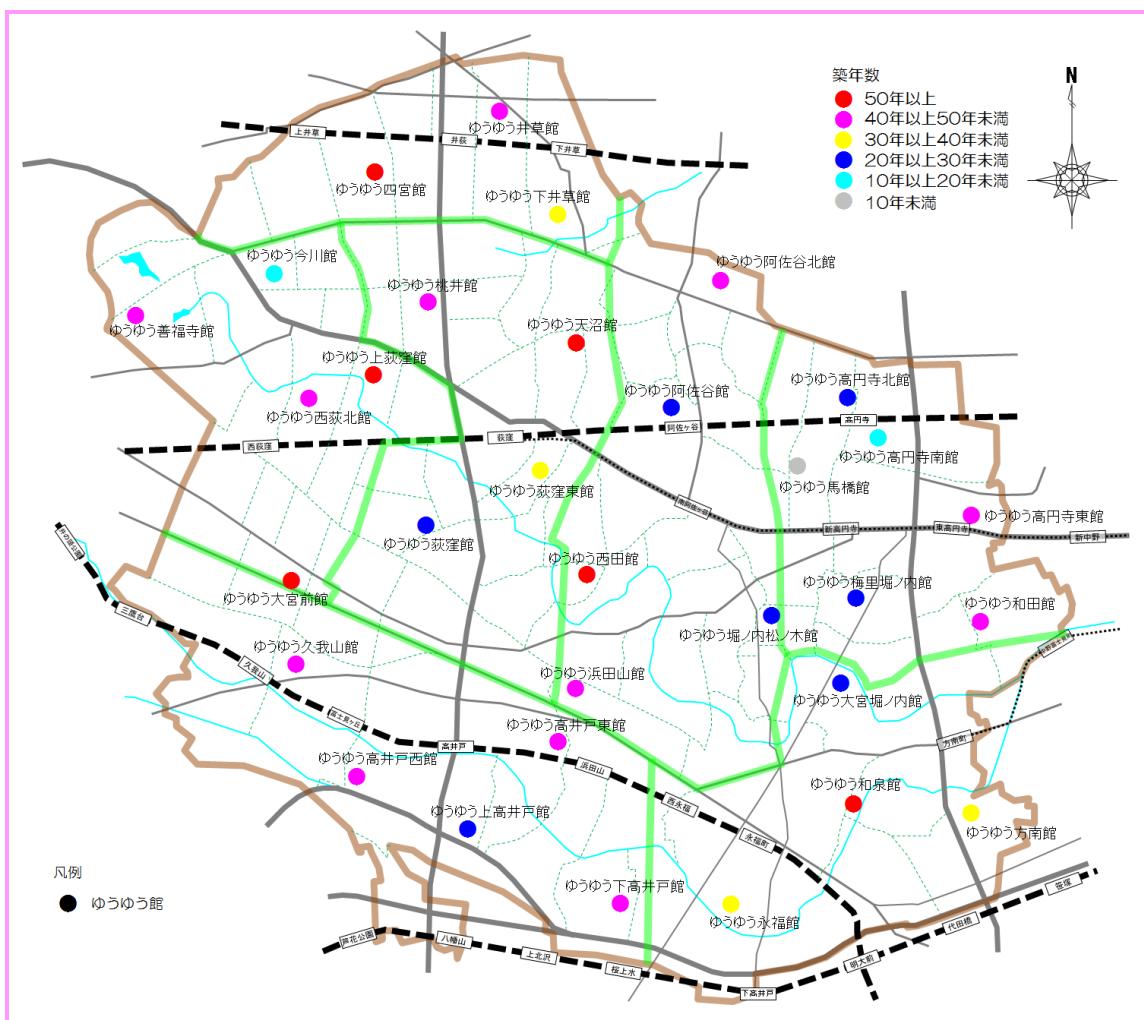
具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
子ども・子育てプラザの整備	実施 (仮称)下井草 ※下井草 児童館活用	実施 (仮称)高円寺 ※高円寺中央 児童館活用		5.1
	西荻地域・高井戸地域への整備検討			
中・高校生の新たな居場所づくり			● 実施 (仮称)永福三丁目 複合施設	
阿佐谷児童館の移転・複合化等	設計	建設	移転 準備	5.6
	検討			
機能移転後 の児童館施 設の跡地活 用	• 高円寺北児童館施設の跡地活用 検討			
	• 東原児童館施設の地域コミュ ニティ施設への転用	設計	改修 転用	4.0

(5) ゆうゆう館

施設の概要

設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
60歳以上の区民の福祉増進を目的に、高齢者の健康増進、介護予防、教養向上、レクリエーション、いきがい活動支援、社会参加支援等の場として設置	32	260 m ²	49.7%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

ゆうゆう館は「生涯現役」の地域拠点として、高齢者の「憩い」、「健康づくり」、「いきがい学び」、「ふれあい交流」の場としての役割・機能を持つ施設であり、高齢者が自由に集い交流し、約1,100の利用登録団体が活動しているほか、健康増進のためのサービスを提供しています。運営はNPO法人等が委託により行い、来館者への声かけや相談への対応など、ゆるやかな見守りを行っています。また、介護予防などの「健康づくり」、地域人材を掘り起こす「いきがい学び」、世代を越えて語らい集える「ふれあい交流」を柱に、日常的な来館者への対応や地域とのつながりを通じて把握した、高齢者特有の悩みや共通する興味に対応する講座やイベントなどを協働事業として展開しています。

現在、年間延べ40万人を超える方が利用していますが、今後の更なる高齢化の進展を見据え、多様なライフスタイルを持つ高齢者が気軽に立ち寄れる場、身近な地域で活動できる場の確保に加え、地域共生社会（※）に向けて、世代を越えて地域の人同士が交流し、つながりを作るための場の確保は重要な課題です。

一方でゆうゆう館は、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、施設の有効活用の視点でさらなる工夫が求められます。また、多くが昭和40年代に建設され、半数以上の17館が築40年を超える建物であるため、老朽化への対応も課題です。

こうしたことから、今後、ゆうゆう館は、従来の高齢者専用施設としてではなく、区民集会所、区民会館、機能移転後の児童館施設とともに新たなコミュニティ施設として段階的に再編整備することとします。なお、これまでのゆうゆう館の機能については、新たな地域コミュニティ施設の運営の中で継承していくこととします。

※地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

- 地域コミュニティ施設の再編整備の詳細については、集会施設（P34）に、また、関連する情報を資料編（P76）に掲載しています。

具体的な取組

【地域コミュニティ施設への転用・機能継承】

○ゆうゆう阿佐谷館、ゆうゆう馬橋館については、これまで地域コミュニティ施設に転用することを前提に、高齢者の利用を確保した上で、公共施設予約システム（ざざんかねっと）（※）を利用したすべての時間帯における高齢者以外の方の貸室予約の実施や、多世代の交流事業など、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めてきました。この2つの施設については、取組を継続して実施した上で地域コミュニティ施設に転用していきます。

※公共施設予約システム（ざざんかねっと）

パソコン等のインターネット、電話または各施設に設置されているタッチパネル式端末を使って、施設の予約や抽選申し込み、施設の空き情報が確認できるシステム。

○ゆうゆう下高井戸館については、下高井戸児童館と複合化した上で地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を実施してきました。将来的に下高井戸児童館の小学生の放課後等の居場所の機能が高井戸第三小学校内に移転した際には、施設全体を地域コミュニティ施設に転用することを前提として、今後もこれまでと同様の取組を引き続き実施していきます。

○ゆうゆう阿佐谷北館については、杉並第九小学校内に学童クラブや小学生の放課後等の居場所の機能を移転した後の東原児童館の施設を転用して整備する地域コミュニティ施設に機能継承します。なお、現施設の解体から当該地域コミュニティ施設が整備されるまでの期間については、東原中学校の一部のスペースをゆうゆう館事業の代替実施場所として活用します。

○（仮称）永福三丁目複合施設には、図書館のほか、新たに地域コミュニティ施設を整備します。この地域コミュニティ施設の周辺には機能継承の対象となるゆうゆう館は存在しませんが、高齢者の活動拠点の拡充等の観点から、ゆうゆう館の機能を取り入れた施設としていきます。

【併設施設の廃止に伴う移転】

○ゆうゆう西田館については、併設の西田保育園を平成31（2019）年度末をもって廃止することから、移転先について検討し早期に決定します。

○ゆうゆう天沼館については、併設の天沼保育園が移転を予定している平成35（2023）年度までに、地域コミュニティ施設への機能継承を前提に移転先を検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
地域コミュニティ施設への転用・機能継承	・ゆうゆう阿佐谷館の転用・機能継承		● 転用・ 機能継承		5.8
	・ゆうゆう馬橋館（馬橋区民集会所との複合施設）の転用・機能継承		● 転用・ 機能継承		1.1
	・ゆうゆう阿佐谷北館		↔● 代替事業 実施 機能継承		5.2 (*)
(仮称) 永福三丁目複合施設への地域コミュニティ施設の整備			←→● 建設 開設		9.6
併設施設の廃止に伴うゆうゆう西田館の移転		→● 検討・ 移転先決定			
ゆうゆう天沼館の機能継承の検討			←→● 検討		

(*) P 14 再掲

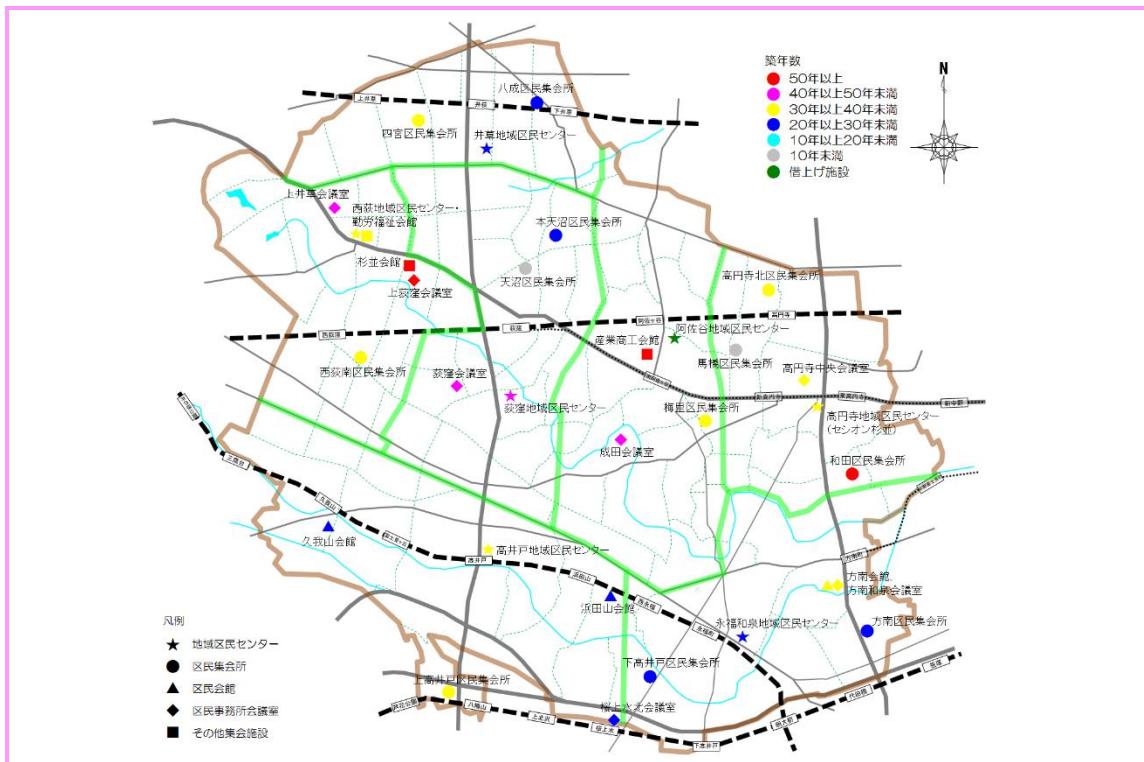
(6) 集会施設

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
地域区民センター	区民相互の交流や活動によりコミュニティの形成を図る地域の集会施設	7	3,633 m ²	57.6%
		12	456 m ²	50.7%
区民会館	小規模なホールを備えた集会施設	3	788 m ²	53.1%
区民事務所会議室	出張所（※）の廃止後、会議室部分を、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動の場として、さらに趣味の活動の場として提供	7	247 m ²	50.3%
杉並会館	宴会室やアニメーションミュージアムを有する集会施設	1	3,598 m ²	43.1%
産業商工会館	杉並区における産業の振興発展を図る施設	1	1,070 m ²	57.8%

※出張所：昭和 22 年に各種届出や証明書類の発行などの窓口や地域団体との窓口として、17か所を設置。平成 13 年に廃止し、地域ごとの区民事務所を設置した。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

(地域区民センター)

区内7地域に1か所ずつ設置している地域区民センターについては、集会室をはじめ、音楽室や料理室などの多様な諸室を有し、区民の趣味や文化活動などに幅広く利用されており、各地域のコミュニティの拠点として、運営しています。

現在、施設の多くが築30年前後であり、設備類の老朽化が著しいことから、順次、大規模改修等により必要な保全を行うとともに、より使いやすい施設とするために機能の見直しを図っていきます。

(地域コミュニティ施設)

区民集会所、区民会館、及び60歳以上の高齢者の専用施設であるゆうゆう館は、これまで区民相互の交流や趣味の活動など、様々なコミュニティ活動の場として活用されてきました。しかし、これらの施設は、施設によって、また部屋の種類や時間帯によって稼働率にはらつきが見られ、その結果、施設の平均利用率は約50%にとどまっている状況です。そのため、今後はこうした施設をより効果的に活用していく必要があります。

一方、児童館では、学童クラブの利用が大幅に増加しているだけではなく、乳幼児親子の利用についても増加傾向にあります。こうしたことから、乳幼児親子の交流の場と居場所の確保が求められています。

また、近年、地域社会との関係が希薄となり、「社会的孤立」が問題となる中、世代を越えた地域住民同士のつながりや支えあいが強く求められています。

こうした課題に的確に対応していくため、区民集会所、区民会館、現在は特定の年齢層を対象にした施設であるゆうゆう館、機能移転後の児童館施設を対象に、新たな地域コミュニティ施設へと再編整備することで、施設の有効活用を図るとともに、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を越えて交流・つながりが生まれる施設としていきます。

地域コミュニティ施設の再編整備は、一定のエリアごとに、対象となる複数の既存施設を一つの施設に集約することを基本として段階的に進めていくことしますが、対象となる施設が老朽化している場合や、施設が存在しないエリアなどでは、再編整備で生み出された用地の活用のほか、他施設の改築時に合わせて複合化を図るなどの方法により、新たに施設を整備します。

地域コミュニティ施設の概要（基本的な考え方）は、次頁のとおりです。

●地域コミュニティ施設の概要（基本的な考え方）

（1）施設の機能

①身近な地域活動の場

町会・自治会の活動や、地域住民の文化や趣味などの活動を幅広く行うことができるよう、集会室や多目的室などの貸室を設置します。また、地域における様々な団体等の活動の情報が発信できるように掲示スペースを設けるなど、地域活動の輪が広がるような工夫をしていきます。

②世代を越えて交流・つながりが生まれる場

地域コミュニティ施設は、年齢に関係なく利用することができます。例えばラウンジは、誰もが気軽に立ち寄り、交流する場として利用することができます。また、地域の発表会やお祭りのほか、地域住民向けに実施する様々な事業等を通じて、世代を越えた交流・つながりが生まれる場としていきます。

※ゆうゆう館の機能継承について

新たな地域コミュニティ施設では、高齢者をはじめ、誰もが自由に集えるラウンジを確保するとともに、これまでのゆうゆう館における高齢者の活動が継続できるよう、貸室の優先利用（時間）枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアを図ります。また、健康増進の事業を継続して実施するほか、協働事業については、これまでの高齢者向けの事業にとどまらず、他の世代を対象とする事業や多世代交流事業なども実施していきます。こうしたことを通じ、ゆうゆう館の「憩いの場」、「いきがい学びの場」、「ふれあい交流の場」、「健康づくりの場」としての役割・機能を継承していきます。

※乳幼児親子の居場所機能の継承について

児童館機能の一つである、乳幼児親子の居場所については、子ども・子育てプラザ等に継承していきますが、そうした施設がない地域については、地域コミュニティ施設に居場所となるスペースを確保していきます。

（2）施設の規模

地域コミュニティ施設の規模としては、再編対象となる施設を集約することを踏まえ、延床面積 500～800 m²程度を基本とします。なお、実際の施設整備に当たっては、これまで区民集会所やゆうゆう館などで活動してきた団体等が必要とする活動場所の確保をはじめ、既存施設の状況や地域特性、行政需要などの点を考慮して適切な施設規模となるようにしていきます。

(3) 施設の配置

誰もが身近な地域で気軽に集える施設となるよう、歩いて行くことができる範囲（概ね徒歩10分程度、半径約700m）に1か所を目安に整備していきます。なお、具体的な配置については、道路や河川の状況など生活圏を考慮し、最終的には区内全体で30～40施設程度整備することを想定しています。

- 地域コミュニティ施設の再編整備については、ゆうゆう館（P30）及び資料編（P76）に関連する情報を掲載しています。

（区民事務所会議室）

区民事務所会議室は、旧出張所が地域団体への支援を行っていた経緯から、町会や青少年育成委員会等の活動の場として活用するとともに、施設の有効活用の観点から趣味や学習の場としても貸出を行ってきました。いずれの施設においても、併設施設の更新方針との調整やバリアフリー化等が課題となっているため、町会や青少年育成委員会等の活動を継承するための代替施設を確保した上で、段階的に廃止します。

具体的な取組

（地域区民センター）

【阿佐谷地域区民センターの移転・複合化】

○廃止した旧阿佐谷けやき公園プールの敷地を活用し、阿佐谷地域区民センター（産業商工会館の講堂（ホール）機能を補完する集会スペースを含む）・阿佐谷児童館を移転・複合化するとともに、立体都市公園制度を活用して当該施設の屋上部分に公園を整備します。

【地域区民センターの大規模改修等】

○西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）、高円寺地域区民センター（社会教育センター併設）については、大規模改修により必要な保全を行うとともに、より使いやすい施設とするために機能の見直しを図ります。また、西荻地域区民センターの大規模改修の実施に合わせ、保育需要に対応するため、施設内に保育所を整備します。

○荻窪地域区民センターについては、改修により諸室のレイアウトの見直しなどを行い、利便性の向上を図ります。

(地域コミュニティ施設)

【新たな地域コミュニティ施設の再編整備】

- 第二次実施プランでは、既存施設を活用して、ゆうゆう阿佐谷館、ゆうゆう馬橋館・馬橋区民集会所（複合施設）、機能移転後の東原児童館施設の3か所を転用し、地域コミュニティ施設に再編整備します。また、これに加えて新設する（仮称）永福三丁目複合施設内にも整備します。
- 上記のほか、成田西子供園移転後の跡地及び統合後の杉並第八小学校の跡地について、施設整備に向けた取組を進めています。

(区民事務所会議室)

【廃止後の区民事務所会議室の有効活用】

- 旧清沓中通会議室を、保育所に転用します。

(杉並会館)

【レセプション機能とアニメーションミュージアムの移転先検討】

- 杉並会館は、築50年を超えていましたが、平成27年度に耐震補強工事を実施したこともあり、当面、継続して利用します。パーティーや宴会等のレセプション機能の今後の移転先については、区民ニーズ等を踏まえながら、区の中央に近い交通利便性の良い立地場所を視野に検討を継続します。
- アニメーションミュージアムは、地域のにぎわいや経済活性化を期待できる観光資源です。経済活性化などの効果をより高めるために、立地や施設規模等を総合的に判断し、引き続き移転場所を検討します。

(産業商工会館)

【産業商工会館の維持保全及び機能補完等】

- 産業商工会館は、今後、移転後の杉並第一小学校跡地に移転・整備することを予定していますが、移転までに相当な期間を要することから、既存施設の適切な維持保全に努めます。また、耐震性の確保のために平成27年度から28年度にかけて行った減築改修で、講堂（ホール）を解体・撤去していることから、阿佐谷けやき公園プールの跡地に移転・改築する阿佐谷地区区民センター内の集会スペースを活用して、講堂（ホール）機能を補完していきます。
- 杉九ゆうゆうハウス（生涯学習振興室）の一時移転先として、産業商工会館内 の一部スペースを活用します。

実施スケジュール

(地域区民センター)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
阿佐谷地域区民センターの移転・複合化	設計	建設	開設	5.6 (* 1)
西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）の大規模改修		改修 開設		0.9 (* 2)
高円寺地域区民センター（社会教育センター併設）の大規模改修		設計 改修		
荻窪地域区民センターの改修			設計	

(* 1) P29 再掲、(* 2) P14 再掲

(地域コミュニティ施設)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
新たな地域 コミュニ ティ施設の 再編整備	・ゆうゆう阿佐谷館の転用		● 転用	5.8 (* 3)
	・ゆうゆう馬橋館・馬橋区民集 会所（複合施設）の転用		● 転用	1.1 (* 3)
	・機能移転後の東原児童館の 転用	設計 改修	● 転用	4.0 (* 4)
	・（仮称）永福三丁目複合施設 内への整備	建設	● 開設	9.6 (* 3)
	・成田西子供園移転後の跡地へ の整備	解体	建設	7.3 (* 5)
	・統合後の杉並第ハ小学校跡地 への整備	具体化	設計	

(* 3) P33 再掲、(* 4) P29 再掲、(* 5) P15 再掲

(区民事務所会議室)

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
廃止後の区 民事務所会 議室の有効 活用	・旧清沓中通会議室を保育所に 転用	改修等 開設			4.6 (*)
	・その他の会議室		検討・実施		

(*) P 14 再掲

(杉並会館)

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
杉並会館のレセプション機能とアニメーション ミュージアムの移転先検討			検討		

(産業商工会館)

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
産業商工会館の維持保全及び機能補完			改修（設備更新）		
産業商工会館内のスペースを活用した杉九ゆう ゆうハウス事業の実施			ゆうゆうハウス 事業実施		



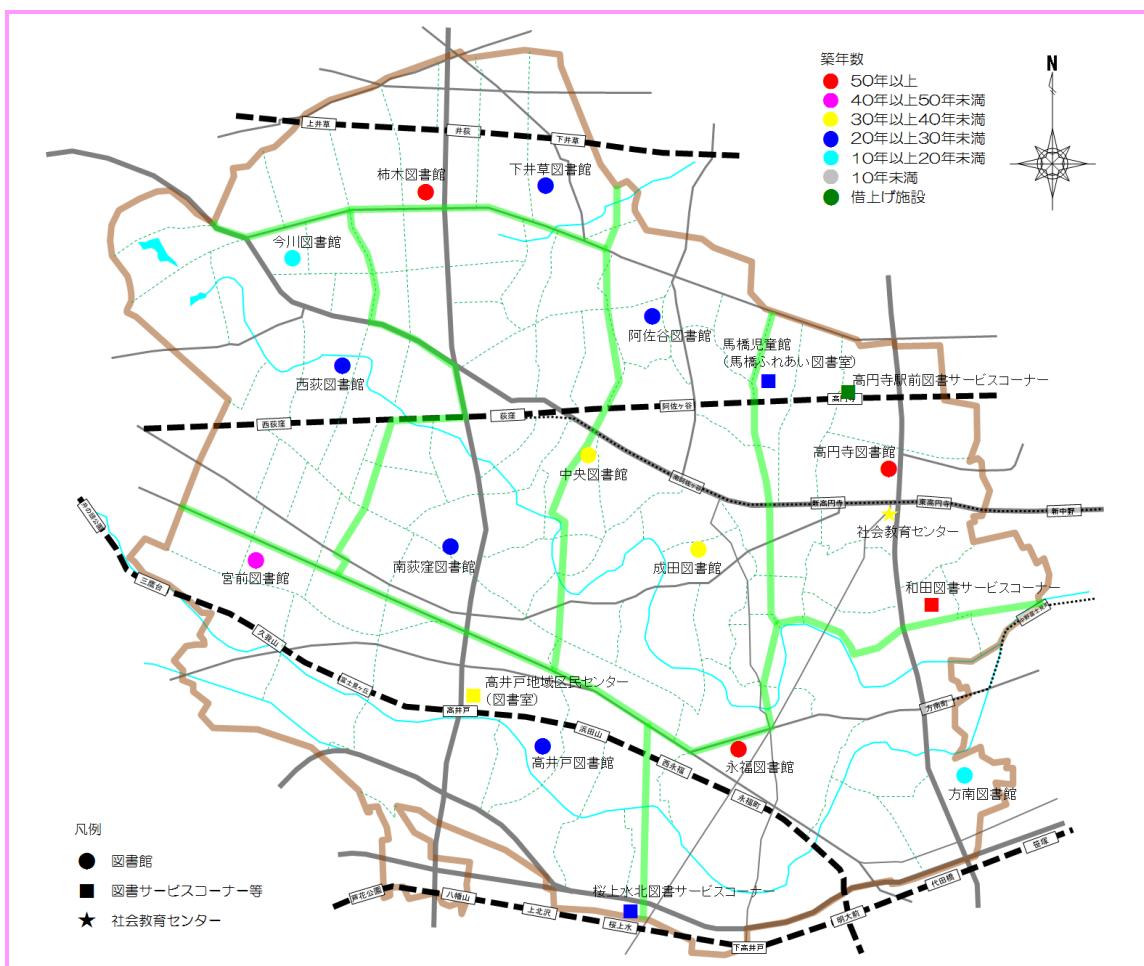
(7) 文化・教育施設

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
図書館※	図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して区民の利用に供し、教養、調査研究等に資することを目的として設置	13	1,496 m ²
社会教育センター	区内の社会教育活動の拠点として、区民の生涯にわたる学習の機会と場を提供することで、社会教育の充実を図ることを目的として設置	1	4,003 m ²

※中央図書館及び地域図書館を指す。このほかに、図書館サービスを補完する施設として図書サービスコーナー（3か所）、ふれあい図書室（1か所）を設置。また、類似施設として、地区区民センター内に図書室（1か所）を設置。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

(図書館等)

中央図書館については、設備の老朽化が進んでいることから大規模改修による保全と設備更新を行うとともに、図書館機能とサービスの充実に向けた改善を図ります。

地域図書館は「7地域 14 館（1 地域当たり 2 館）」構想に基づき整備してきましたが、高円寺地域の 2 館目となる図書館整備が課題となっているため、引き続き検討を進めます。一方、既存の図書館には、築 50 年前後の施設があり、改築等に向けた検討を進める必要があります。

また、これらの改築等に当たっては、地域コミュニティ施設等との複合化と多機能化を検討する中で、施設全体の規模のスリム化や利便性の向上を図り、杉並区立図書館サービス基本方針（※）が目指す図書館像の実現に取り組みます。

※杉並区立図書館サービス基本方針（平成 25 年 3 月策定）

図書館を取り巻く状況が大きく変化する中、時代のニーズを的確に反映し、図書館サービスの向上を図るため、今後 10 年間の図書館の羅針盤として、望ましい図書館サービスのあり方とその実現に向けた取組の方向性を示したもの。今後、目指すべき図書館像として、「学びの場」、「知の共同体」、「楽しい交流空間」としての図書館を掲げている。

(社会教育施設)

社会教育センターは、築 29 年を迎えており設備の老朽化が著しいことから、大規模改修を実施し、合わせて必要な諸室の精査と機能の見直しを行います。現在実施している次世代型科学教育は、事業の更なる推進に向け、その事業展開を支える新たな拠点を、統合後の杉並第四小学校の跡地に整備し機能移転します。

学校の余裕教室を有効活用した生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）は、図書館の調べものゾーンの充実や地域コミュニティ施設などの活用を図ることにより、機能を継承します。

具体的な取組

(図書館等)

【中央図書館の大規模改修】

- 建物の大規模改修により必要な保全と設備更新を行うとともに、図書館機能とサービスの充実を図ります。
- 大規模改修に伴い調べものゾーンを新たに整備することで、ゆうゆうハウスの機能を継承していきます。

【高円寺地域の新たな図書館に関する検討】

○高円寺地域の2館目となる図書館については、地域住民の利便性の向上を図る観点から、高円寺駅前図書サービスコーナー、和田図書サービスコーナー及び馬橋ふれあい図書室の見直しと合わせ、引き続き整備候補地等の検討を進めます。

【地域図書館の移転・改築等】

○永福図書館は、（仮称）永福三丁目複合施設内に移転します。複合施設の特色を生かして、一体となる地域コミュニティ施設で図書館の資料の閲覧を行えるようにするなど、杉並区立図書館サービス基本方針に掲げる「楽しい交流空間」等の実現を図ります。また、図書館の映写会や講座などは、地域コミュニティ施設の多目的室を活用するなど、施設の有効活用の観点から効率化を図っていきます。

○高円寺図書館は、統合後の杉並第ハ小学校跡地を活用して、地域コミュニティ施設との複合施設として、移転・改築による整備を進めます。

○柿木図書館・宮前図書館については、それぞれ築53年、築46年を経過しており、これまで改築に向けた検討を進めてきましたが、今後は建物の長寿命化の可能性を精査するとともに、将来的には近隣の他施設との複合化・多機能化も視野に入れ、図書館サービスの更なる向上に向けた検討を引き続き進めます。

【移転・改築後の図書館跡地の有効活用策の検討】

○永福図書館跡地及び高円寺図書館跡地については、今後、有効な活用策を検討していきます。

（社会教育施設）

【社会教育センター（高円寺地域区民センター併設）の大規模改修】

○大規模改修により必要な保全を行うとともに、より効果的で効率的な施設とするための機能の見直しを図ります。

【次世代型科学教育の新たな拠点の整備】

○広く子どもから大人まで世代を越えて科学に親しみ、生涯にわたって学び続けることができる機会を提供するため、身近な地域施設に出向いた科学の魅力発信等を行うとともに、日々進展する最先端の科学に触れ、いつ来ても新たな発見が得られる参加型・体験型の企画を提供する次世代型科学教育の新たな拠点を、統合後の杉並第四小学校跡地を活用して、民間活力の導入を視野に整備します。

【生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の機能継承】

- 杉並第九小学校内に設置している杉九ゆうゆうハウスは、産業商工会館の一部スペースに一時移転した後、学習活動の場を、中央図書館及び今後整備する地域コミュニティ施設等に機能継承します。
- 西田小学校内に設置する西田ゆうゆうハウスは、図書館の改修・改築計画や地域コミュニティ施設の整備状況などを踏まえつつ、今後のあり方を検討していきます。

実施スケジュール

(図書館等)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
中央図書館の大規模改修	改修	開設		
高円寺地域の新たな図書館に関する検討		検討		
永福図書館の移転・改築	建設	開設		9.6 (*)
高円寺図書館の移転・改築	具体化		設計	
柿木・宮前図書館の改築に向けた検討		検討		
移転後の跡地活用の検討	・永福図書館移転後の跡地活用の検討	検討・方針決定		
	・高円寺図書館移転後の跡地活用の検討		検討	

(*) P33 及び P39 再掲

(社会教育施設)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
社会教育センター（高円寺地域区民センター併設）の大規模改修		設計	改修	
次世代型科学教育の新たな拠点の整備		具体化	設計	改修
生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の機能継承	・杉九ゆうゆうハウスの機能継承		代替場所 機能での実施 継承	0.9
	・西田ゆうゆうハウスの機能継承		検討	



※（仮称）永福三丁目複合施設の基本設計における完成予想図（平成33（2021）年度開設予定）

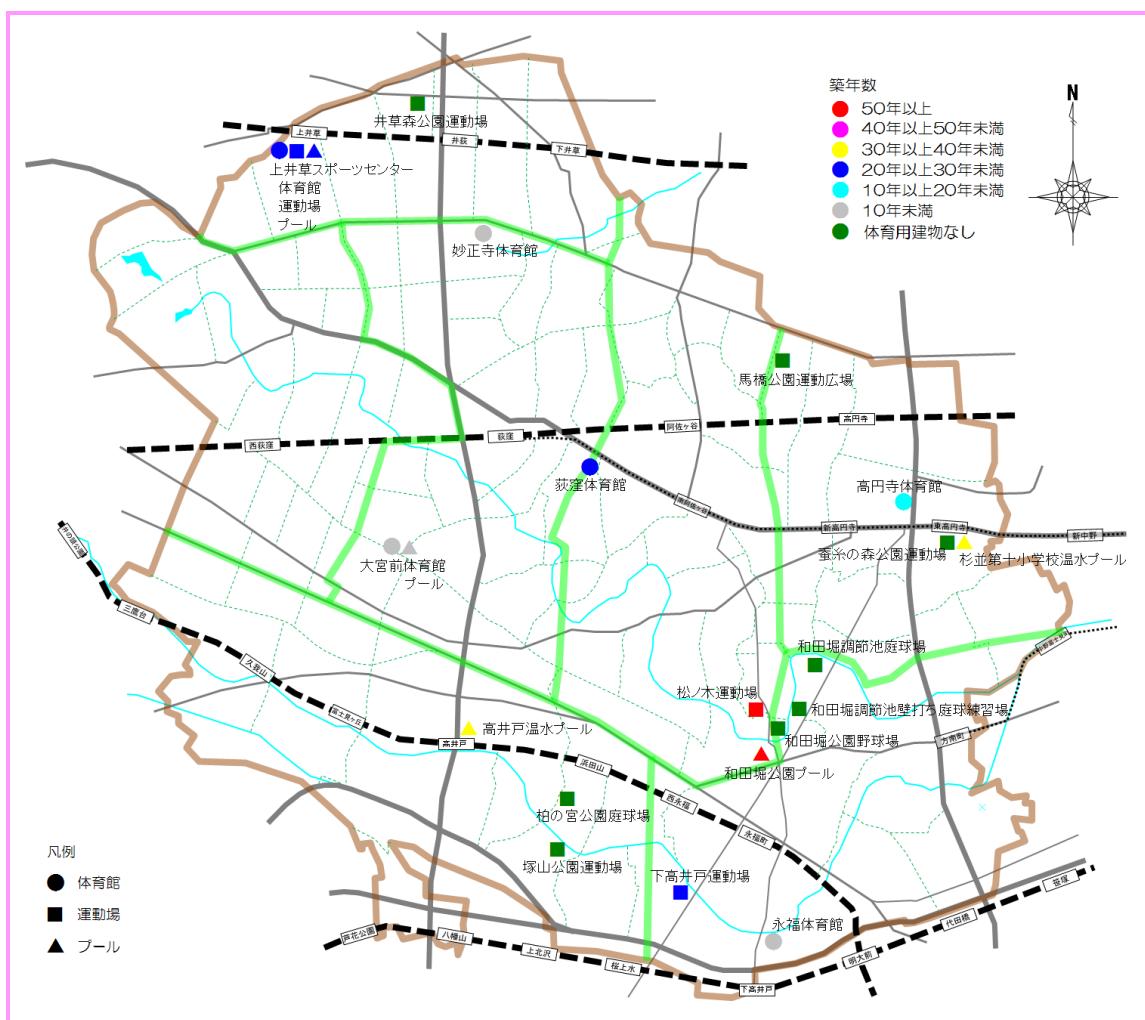
(8) 体育施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模	平均利用率
体育館	6	3,431 m ²	84.2%
運動場	11	538 m ² ※	85.1%
プール	5 (屋内 4、屋外 1)	1,591 m ²	—

※運動場の平均規模は体育用建物がある施設の平均値

施設の配置



課題と再編整備の方向性

体育施設の内、老朽化した体育館の改修・改築については、平成30年度に永福体育館が旧永福南小学校跡地へ移転したことで、これまでに計画化した取組が終了しました。

今後は、スポーツ施設特有の付帯設備である人工芝や防球ネットの張替など、耐用年数と維持・修繕経費等にも留意しながら、改修・修繕を計画的に進めていきます。

具体的な取組

【永福体育館移転後の跡地を活用した（仮称）永福三丁目複合施設の整備】

○平成30年度に移転した永福体育館の跡地については、保育所、移転改築する永福図書館並びに地域コミュニティ施設から成る（仮称）永福三丁目複合施設を整備します。

【旧阿佐谷けやき公園プール廃止後の用地活用】

○廃止した阿佐谷けやき公園プールの敷地を活用して、阿佐谷地域区民センター（産業商工会館の講堂（ホール）機能を補完する集会スペースを含む）及び阿佐谷児童館を移転・複合化するとともに、立体都市公園制度を活用して、当該施設の屋上に公園を整備します。

実施スケジュール

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政効果額 (億円)
永福体育館移転後の跡地を活用した（仮称）永福三丁目複合施設の整備	←	建設 →	開設	9.6 (*1)
旧阿佐谷けやき公園プール廃止後の用地を活用した阿佐谷地域区民センター等の整備	設計 →	建設	開設	5.6 (*2)

(*1) P33、P39 及び P44 再掲、(*2) P29 及び P39 再掲

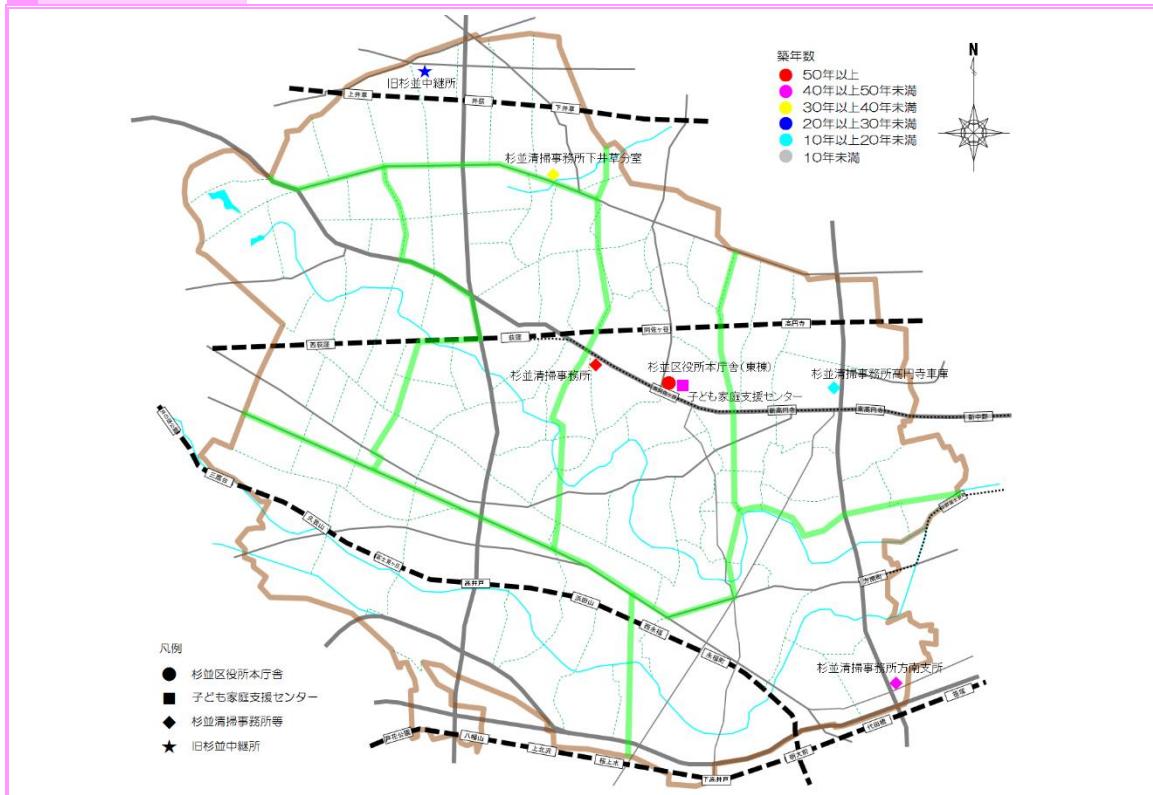


(9) 庁舎等

施設の概要

設置目的	施設数	平均規模
(本庁舎) 区の行政の拠点として行政サービスを総合的に提供	1	37,996 m ²
(子ども家庭支援センター) 子どもと家族の困り事に対する総合的相談窓口として、各種子育て支援サービスの提供・調整を行う。また、保健センターや東京都の児童相談所等と連携しながら、要保護児童等のいる家庭に対して児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応による重症化予防を図る。	1	395 m ²
(杉並清掃事務所等) 杉並区が行う一般廃棄物の収集・運搬業務等の拠点として、杉並清掃事務所、同方南支所、同下井草分室、同高円寺車庫を設置	4	1,460 m ²
(旧杉並中継所) ※不燃ごみの中継施設としては、平成 21 年 3 月末廃止	—	—

施設の配置



課題と再編整備の方向性

(本庁舎)

区役所本庁舎の東棟は、昭和 38 年に竣工、昭和 45 年に 6・7 階を増築しています。東棟は築 55 年を経過しているものの、平成 5 年に耐震補強等を実施していることから、耐震性は十分有しているほか、本庁舎の安全性や機能性を低下させないために、定期的な修繕工事を実施しています。今後も適切な維持管理を行うことにより良好な状態を確保すれば、今後、少なくとも 15 年程度（平成 45（2033）年まで（築 70 年））は十分に使用できると判断できることから、今後は設備が老朽化していることを踏まえた対応を図りつつ、改築に向けて検討を進めます。

(子ども家庭支援センター)

児童虐待通告・相談件数は増加傾向にあり、個々のケースが複雑・多様化する中で、将来の区立児童相談所の設置を視野に入れつつ、要保護児童等への対応をより迅速・的確に行うことができる体制を構築する必要があります。このため、連携している保健センターの管轄区域を考慮し、区内 3か所（高円寺・荻窪・高井戸）の地域型子ども家庭支援センターを段階的に整備するとともに、現在の子ども家庭支援センターは、地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置づけ、児童相談体制の充実・強化を図ります。

(杉並清掃事務所等)

平成 12 年度に東京都から清掃事業の移管があり、杉並清掃事務所、杉並清掃事務所方南支所、下井草分室は、区に移管されましたが、移管時の条件から 20 年間は清掃事業以外の用途で活用できない制約があります。平成 32（2020）年度からは、他の用途にも活用できるようになりますが、当面、清掃事業を継続し、今後、将来を見据え、高円寺車庫を含む清掃施設全体のあり方を整理した上で、施設の有効活用策について検討することとします。

(旧杉並中継所)

旧杉並中継所は、小型プレス車で収集した不燃ごみを効率的に最終処分場に輸送するために大型車両への積み替えを行う施設として使われていましたが、不燃ごみが大幅に減少したことなどから、平成 21 年 3月末で廃止となりました。

杉並清掃事務所等と同様、平成 12 年度の東京都からの施設移管後、平成 31（2019）年度末までの 20 年間は清掃事業以外の用途で活用できることとされていますが、保育の待機児童解消のための保育施設整備については用途の変更が認められることから、用地の一部に保育所を整備し平成 29 年 4 月に開設しました。これ以外の用地・施設の有効活用については、区立施設全体を俯瞰しつつ検討を進め、活用方針を決定します。

具体的な取組

(本庁舎)

【本庁舎東棟の改築の検討】

○本庁舎東棟は、中長期修繕計画に基づき、設備機器の更新や改修工事を実施するなど、施設の延命化を図ります。合わせて、将来の改築に向け、周辺のまちづくりや新たな庁舎に求められる機能・規模、改築期間中の代替施設の確保など、様々な角度から引き続き調査・検討を進めています。

(子ども家庭支援センター)

【高円寺子ども家庭支援センターの整備】

○地域型子ども家庭支援センターの1か所目となる高円寺子ども家庭支援センターを、旧馬橋会議室2階を活用して整備し、平成31(2019)年度に開設します。荻窪及び高井戸の地域型センターについては、高円寺子ども家庭支援センターの運営状況を検証しつつ、整備・開設時期等を検討していきます。

(杉並清掃事務所等)

【杉並清掃事務所の改築を含む清掃施設全体のあり方の検討】

○杉並清掃事務所は、廃棄物収集運搬の拠点としての機能が災害発生時に停止しないよう、平成30年度に耐震補強工事を行っています。その他の清掃施設を含め、当面は既存建物を引き続き活用することとし、今後、施設の改築も含め、清掃施設全体のあり方について検討していきます。

(旧杉並中継所)

【旧杉並中継所の活用策の検討】

○平成32(2020)年度以降の活用に向け、施設の築年数等を踏まえ、既存施設の改修による活用を基本に検討することとします。なお、検討に際しては、地域の意見・要望を丁寧に聞きながら、行政需要や民間活力の導入など様々な観点から検討を進めています。

実施スケジュール

(本庁舎)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
本庁舎東棟の改築の検討		検討		

(地域型子ども家庭支援センター)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
地域型子ども家庭支援センターの整備	● 開設 高円寺			0.7 ← 検討（2所）→

(杉並清掃事務所等)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
杉並清掃事務所の改築を含む清掃施設全体のあり方の検討		検討・方針決定		

(旧杉並中継所)

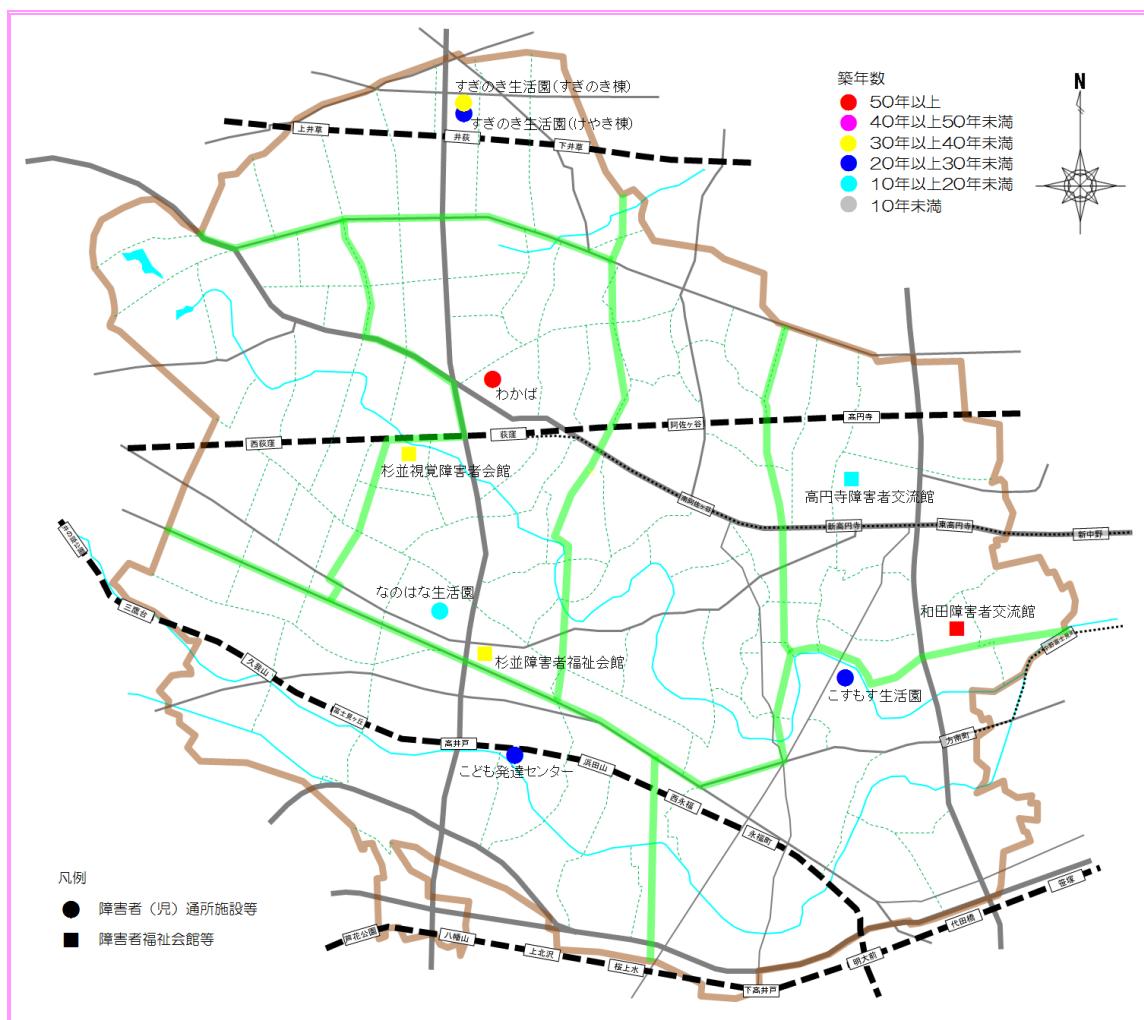
具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
旧杉並中継所の活用策の検討	→	検討・方針決定		

(10) 障害者(児)施設

施設の概要

	設置目的	施設数
障害者(児) 通所施設等	障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置	5
障害者 福祉会館等	障害者福祉の増進を目的として設置	4

施設の配置



課題と再編整備の方向性

現在、区では特別支援学校卒業生の日中の活動の場を確保するために、民間事業者とともに重度障害者通所施設の整備を進めています。加えて、中途障害者への対応も求められており、今後もさらなる需要の増加が見込まれています。

区立重度障害者通所施設の中には、築35年を超える設備の老朽化が著しい施設があります。また、利用者の高齢化・重度化が進むなど、施設に求められるニーズが時代とともに変化しており、こうしたニーズに合わせた施設・設備としていく必要があります。

重度障害者通所施設の整備に当たっては、施設利用者の緊急時対応や、遠方からの通所による身体的負担軽減の両面から、地域バランスに考慮した施設配置を行っていく必要があります。今後は、区立施設の再編整備によって生み出された用地のほか、国や都の公有財産なども活用し、官民一体となって、新たな整備や改築を進めています。

具体的な取組

【区立施設を活用した重度身体障害者通所施設の整備】

○旧上井草保育園跡地を活用して重度身体障害者通所施設を整備します。

【都有地を活用した重度知的障害者通所施設（生活介護）等の整備】

○久我山一丁目都有地を活用して、重度知的障害者通所施設（生活介護）（認知症高齢者グループホーム等と併設）を整備します。

実施スケジュール

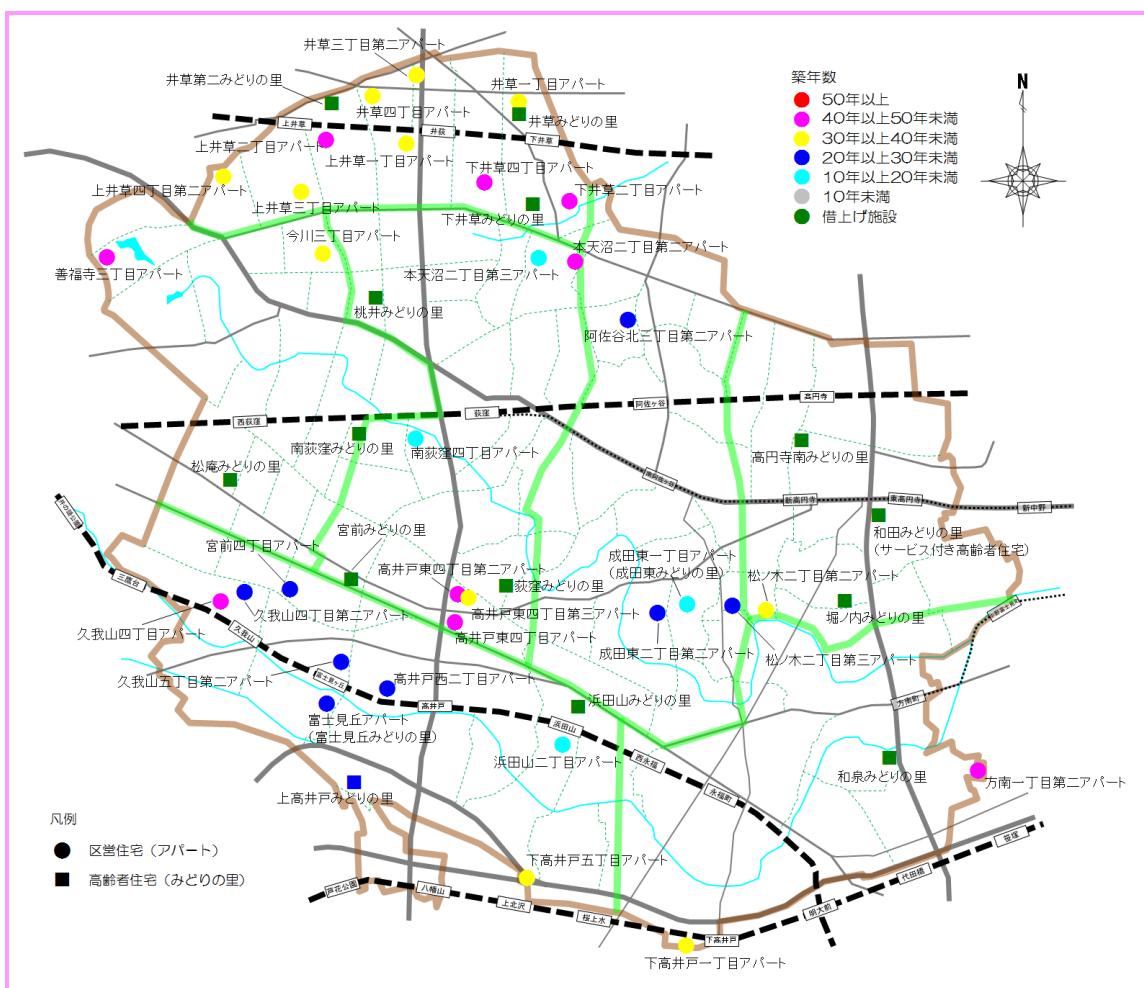
具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政効果額 (億円)
旧上井草保育園跡地を活用した重度身体障害者通所施設の整備	→● 建設 開設 (事業者)			4.5 (*)
久我山一丁目都有地を活用した重度知的障害者通所施設（生活介護）等の整備	←→ 事業者選定	←→ 設計 (事業者)	← 建設 (事業者)	

(11) 公共住宅

施設の概要

設置目的	施設規模
(区営住宅(アパート)) 住宅に困窮している低所得の区民を入居対象として設置	32 団地 (944 戸)
(高齢者住宅(みどりの里)) 住宅に困窮している低所得の区民の内、65 歳以上の方を入居対象として設置	14 団地 (353 戸)

施設の配置



課題と再編整備の方向性

現在、区営住宅では、入居者の高齢化等により単身世帯が増えていることから、単身用住宅が不足しています。そのため、単身世帯になったにも関わらず、家族用住宅への入居で対応していることから、子育て世帯等へ家族用住宅が十分に行き渡らない状況となっています。さらに、高齢者住宅みどりの里については、多くの施設を借上げにより運営していますが、契約期間の満了時に更新ができない施設が生じる可能性が想定されることから、契約の更新ができなかった場合の入居者の受け入れ先となる単身用住宅の確保が課題となります。

また、区営住宅の改築時期について、長寿命化を踏まえて概ね築70年を目安としている中、現在のところ改築時期を迎える区営住宅はありませんが、数十年後には改築時期を迎える住宅が集中することから、改築が追いつかなくなる懸念があります。

これに加えて、区営住宅の改築時には、高齢者・保育施設等の併設など地域に求められている機能を設け、開放的な施設としていくことが求められています。

このような単身用住宅の早期確保や財政負担の平準化などに関する課題について、施設の状況に応じて、改築時期を柔軟に設定することで対応していきます。

こうしたことから、今後は「杉並区営住宅長寿命化計画」を改定するとともに、区営住宅の改築時期について検討します。

具体的な取組

【区営住宅改築時期の検討】

○杉並区営住宅長寿命化計画の改定に当たり、設置戸数や高度利用の検討により創出される空地の面積等により建替候補団地について調査・研究し、各区営住宅の改築時期について検討します。

実施スケジュール

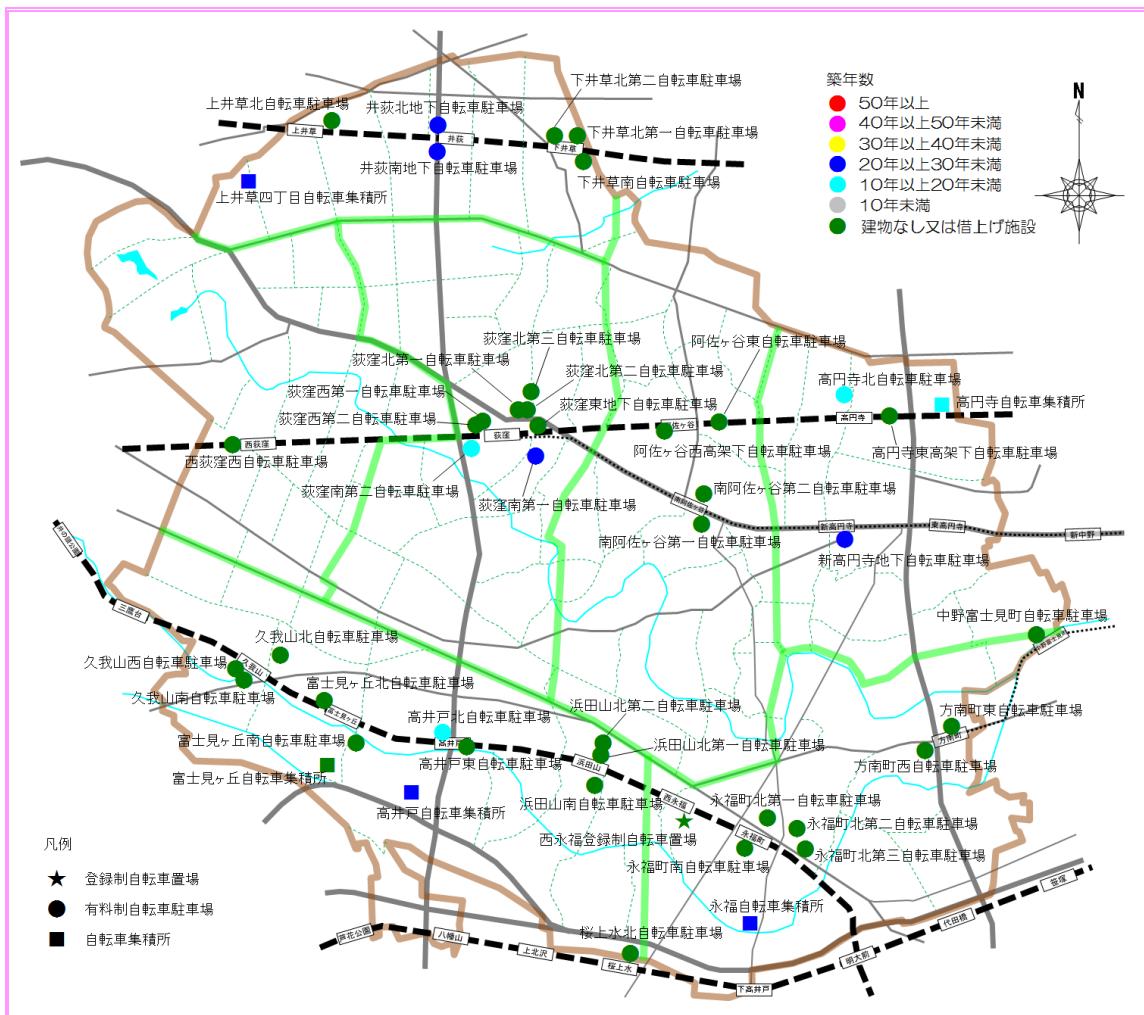
具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政効果額 (億円)
区営住宅改築時期の検討		検討	長寿命化計画 改定	

(12) 自転車駐車場、集積所

施設の概要

設置目的		
駅周辺への自転車の放置防止と、交通や防災上の安全性や都市美観の向上など良好な生活環境を確保することを目的に設置		
	施設数	平均利用（稼働）率
登録制自転車置場	1	82.7%
有料制自転車駐車場	40	79.4%
自転車集積所	5	62.8%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

（有料制自転車駐車場）

有料制自転車駐車場は、区全体で約2.5万台の収容台数があり、これと民営自転車駐車場とを合わせて、駅周辺への乗入れ台数を上回る収容台数を確保しています。しかし、慢性的に満車となる施設がある一方で、利用率が40%台にとどまる施設があるなど、地域によって利用状況に偏りがあります。

また、近年は保育施設の充実を背景に、2段式ラックなどの既存の駐車ラックには駐車できない子ども乗せ等の大型自転車が増加していることから、どのような自転車でも利用しやすい自転車駐車場にしていくことが求められています。

現在、有料制自転車駐車場は、区内のほぼすべての駅周辺に整備されていますが、西永福駅周辺においては、有料制自転車駐車場を整備する適地がないことから、暫定的な自転車置き場として道路上等に自転車を駐車する登録制自転車置場が残存しています。そのため、西永福駅周辺における有料制自転車駐車場の整備が課題となっています。

（自転車集積所）

駅周辺の放置自転車及び撤去自転車の台数は減少を続けていますが、近年は、減少率が緩やかになっています。撤去した放置自転車を保管するための自転車集積所は、撤去台数や駅周辺の放置台数の動向を踏まえて、引き続き規模の適正化を図っていきます。

具体的な取組

（有料制自転車駐車場）

【有料制自転車駐車場未整備地への整備】

○西永福駅周辺の自転車乗入れ台数を踏まえ、必要な収容台数を備える有料制自転車駐車場の整備を検討します。

（自転車集積所）

【富士見ヶ丘自転車集積所の移転】

○富士見ヶ丘自転車集積所は、学校整備用地を暫定的に活用しており、活用期間は平成33（2021）年3月末までとなっています。そのため、移転場所について検討を進め、平成32（2020）年度までに代替施設を整備し、移転します。

【旧宮前自転車集積所の跡地活用】

○旧宮前自転車集積所の跡地については、行政需要を踏まえ有効な活用策を検討します。

実施スケジュール

(有料制自転車駐車場)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
有料制自転車駐車場未整備地への整備	検討			△

(自転車集積所)

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
富士見ヶ丘自転車集積所の移転	←	→● 移転先検討・整備	移転	△
旧宮前自転車集積所の跡地活用	→	検討・方針決定		△

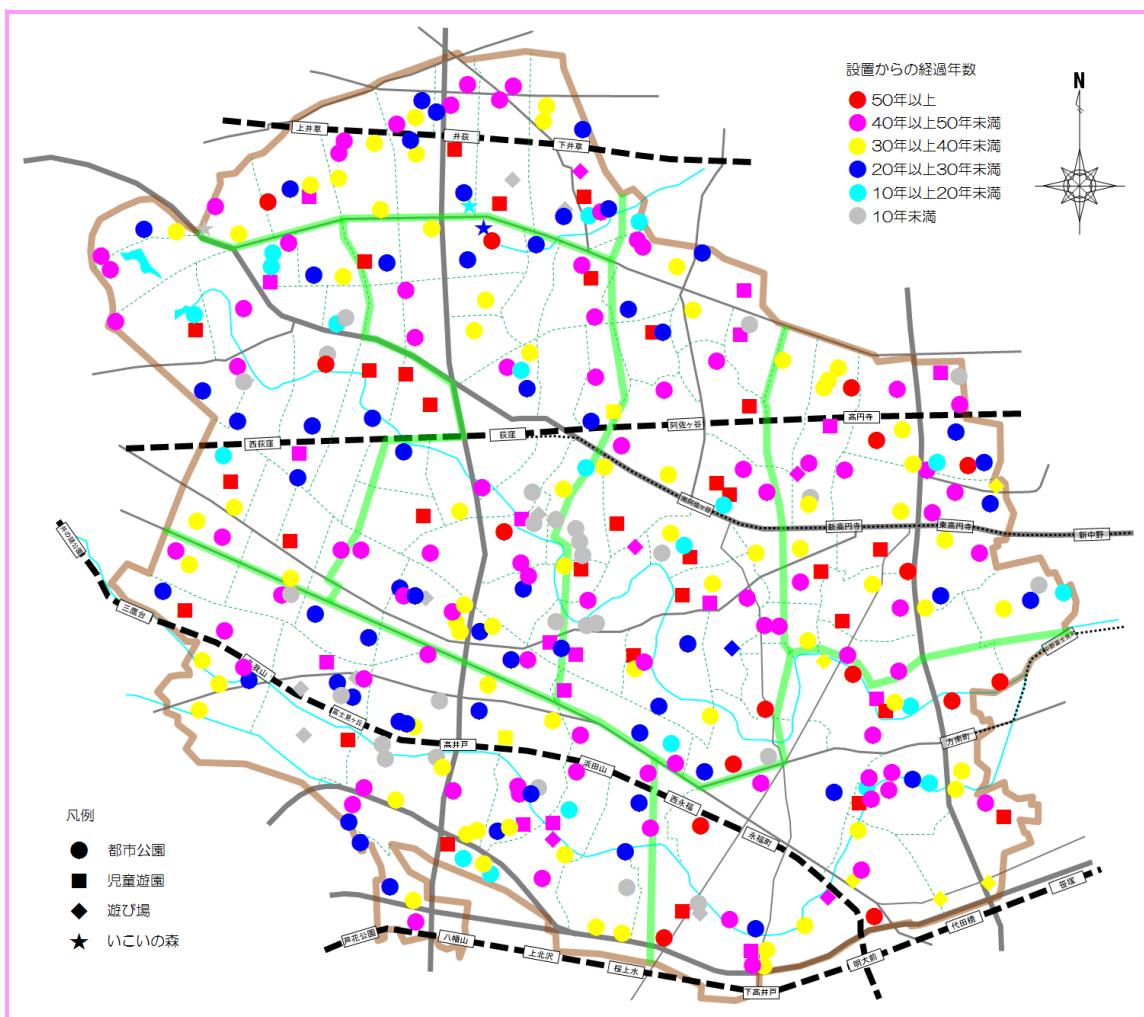


(13) 都市公園、児童遊園、遊び場等

施設の概要

設置目的		
	施設数	総面積
都市公園	276	約 624,100 m ²
児童遊園	50	約 25,396 m ²
遊び場	19	約 45,704 m ²
いこいの森	3	約 4,653 m ²

施設の配置



※地図中の都市公園等の名称については省略

課題と再編整備の方向性

公園緑地面積は、区民一人当たり5m²とする条例の目標に及んでいません。そこで、引き続き公園整備を進めていく必要があります。一方、区内に348か所ある都市公園等においては、開設から30年を経過した公園の数が6割を超えるなど、公園施設（※）の老朽化が進み維持管理経費の増大が懸念されるとともに、少子高齢化の進展や公園利用に関する区民ニーズの多様化など、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。また、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号）の施行により、公園緑地等が多面的な機能を発揮できるよう、区民ニーズに沿って既存の公園を有効活用し、必要に応じて公園施設の機能を見直すことが求められています。

こうしたことから、引き続き公園整備を進め、区民一人当たりの公園緑地面積を増やす一方、公園施設の更新・再配置を図りながら、多様な世代が利用できる魅力のある公園づくりを進めるため、「（仮称）多世代が利用できる公園づくり基本方針」を策定し、公園施設の計画的な改修を進めていきます。

※「公園施設」とは、公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等をいいます。

具体的な取組

【多世代が利用できる公園づくりの実施】

○平成30年度に策定する（仮称）多世代が利用できる公園づくり基本方針に基づき、公園施設の再配置を図りながら、区民ニーズに沿った施設改修を進めていきます。

【立体都市公園制度の活用による整備】

○阿佐谷けやき公園については、敷地内に整備する阿佐谷地域区民センターと阿佐谷児童館の複合施設の屋上に、立体都市公園制度を活用した公園整備を行い、多くの区民が集まる施設と、駅に近い公園とが一体となった、世代間交流のできる公園の実現を目指します。

【統合後の杉並第八小学校跡地を活用した整備】

○統合後の杉並第八小学校の跡地については、震災救援所機能を維持する観点から、既存の校庭と同程度の広さのオープンスペースとなる公園を整備することとし、子どもから高齢者まで幅広い世代の憩いの場とともに、地域のイベント等を通じて交流が生まれる場としていきます。

実施スケジュール

具体的な取組	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
多世代が利用できる公園づくりの実施		実施		
立体都市公園制度の活用による整備	設計	複合施設建設・ 公園整備	開設	5.6 (*)

(*) P29、P39 及び P47 再掲

(14) 民営化宿泊施設

施設の概要

設置目的					
民営化（※1）により、施設周辺の観光資源等を生かしながら、区民に良質な保養の機会及び魅力あるサービスを提供する施設として設置					
	竣工年月	所在地	延床面積	客室稼働率	区民利用割合（※2）
コニファー いわびつ	H6.5	群馬県 東吾妻町	6,965 m ²	55.6%	35.6%
富士学園	H2.12	山梨県 忍野村	3,812 m ²	50.4%	26.7%
弓ヶ浜クラブ	S55.3	静岡県 南伊豆町	3,977 m ²	41.3%	55.5%

※1 区が民間事業者に施設を無償で貸付けし、民間のノウハウや創意工夫を生かした特色あるサービスを提供

※2 区民利用割合には、区立学校の移動教室による区民利用者を含まない。

課題と再編整備の方向性

3施設とも経営改善に努めているものの、民間事業者との競合、区立学校の移動教室の優先利用等の要因も影響し、必ずしも毎年の利益が計上できていない状況にあります。加えて、各施設とも老朽化が進んでおり、今後の維持管理経費の増大が課題となっています。

当面、現行の事業方式による運営を継続し、更なる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めていくこととします。

具体的な取組

【保有の適否の検討】

○今後の大規模修繕の時期や施設の経営状況等を踏まえて、区の保有の適否について検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	財政 効果額 (億円)
保有の適否 の検討	コニファーいわびつ 富士学園 弓ヶ浜クラブ			検討	

資料編

目 次

1 築年別施設整備状況	67
2 施設の改築等に係るコスト試算	68
3 財政効果額	69
4 区立施設再編整備計画のこれまでの主な成果	71
5 地域コミュニティ施設の再編整備	76

1 築年別施設整備状況

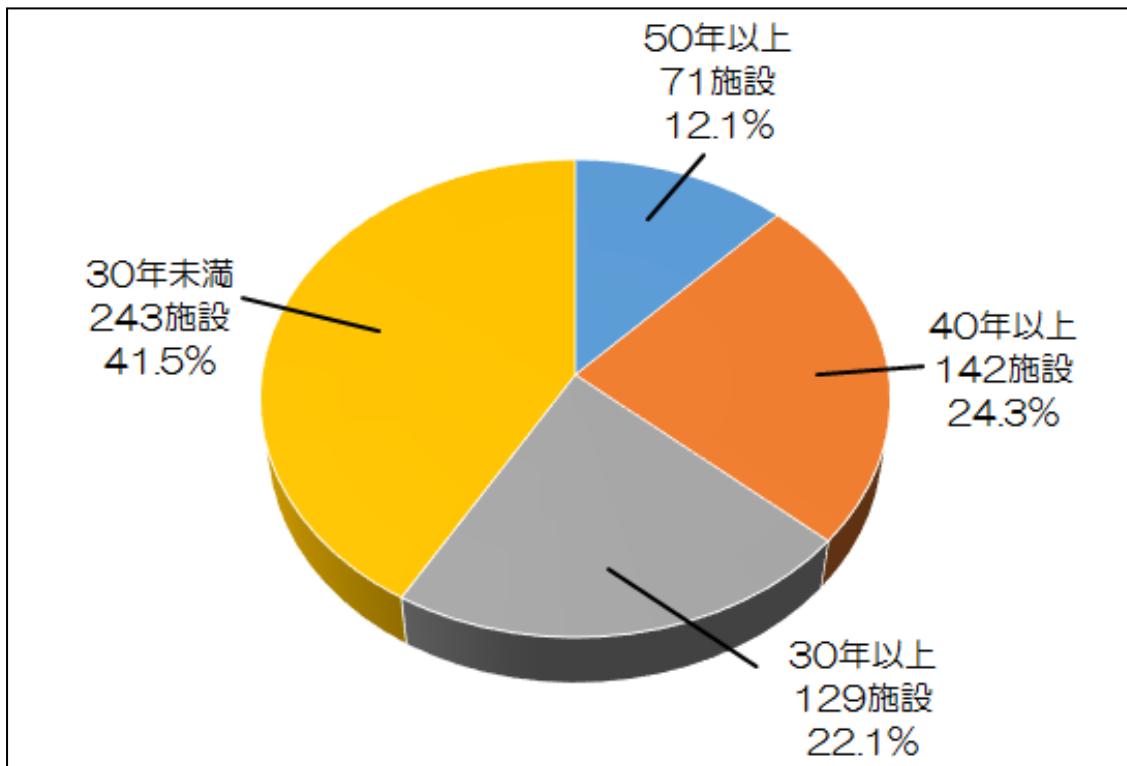
(1) 築年別施設整備状況

区立施設の築年別整備状況は、平成 30 年 3月末現在、総数で 585 (※)、床面積にして約 84 万㎡となっています。その多くは人口増加や経済成長を背景に、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて集中的に整備されました。そのため、現在、全施設の約 58% は築 30 年を超える、約 36% は築 40 年を超える状況です。今後、これらの施設が、老朽化に伴い、次々に更新時期を迎えることになります。

こうした中で、今後も施設の安全性の確保や、持続可能な財政運営、区民ニーズへの的確な対応を行うために、区立施設の再編整備は、引き続き着実に進めていかなければならない取組です。

※災害備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を含みます。また、複合施設や併設施設については施設全体で 1 つの施設とみなします。

【図表 築年別整備状況（平成 30 年 3月末現在）】



※グラフは築年度で表しており、月日は考慮していません。

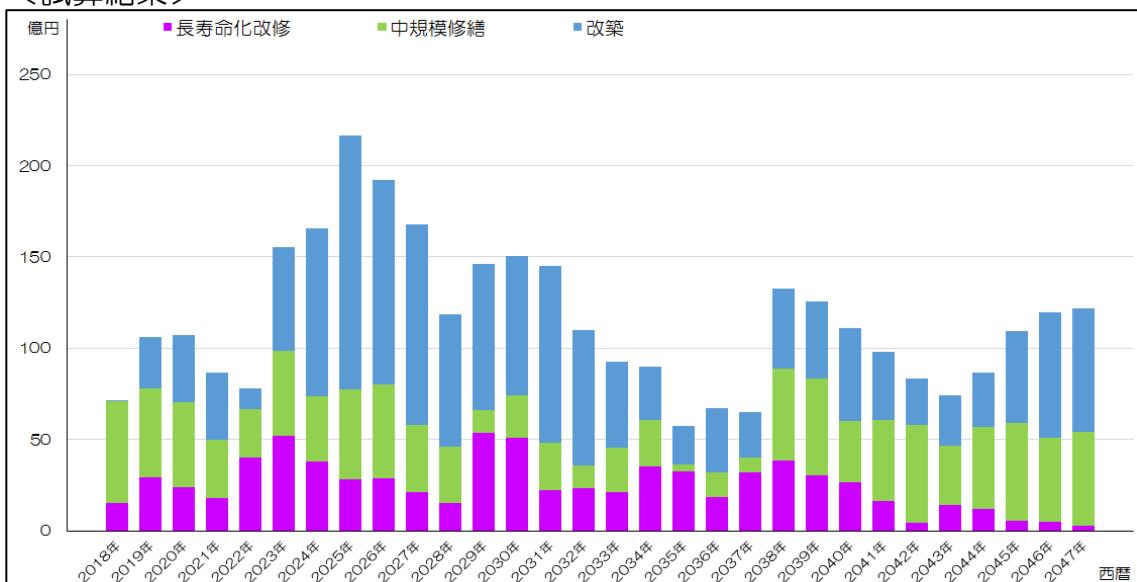
2 施設の改築等に係るコスト試算

区立施設は、今後次々に改築等の対策が必要な時期を迎えます。そこで、今後、施設の更新や維持に必要となる経費の概算を把握するため、直近の区の工事における単価を踏まえて改築等に係る経費を精査するなど、改めてコスト試算を行いました（※）。その結果、現在の施設を同規模で維持し続けた場合、30年間の改築・改修等の経費は約3,452.8億円、年平均115.1億円となりました。

＜試算条件＞

改築	・学校及び区営住宅の内、長寿命化が期待できる建物、または、それ以外の建物で新耐震基準に適合し延床面積が1,000m ² 以上の建物は、築80年で改築すると仮定した。これら以外は築60年で改築すると仮定した。
中規模修繕	・築後、20年ごとに実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の10年間で均等に修繕を行うと仮定した。
長寿命化改修	・築40年目で実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の10年間で均等に改修等を行うと仮定した。

＜試算結果＞



実際に改築・改修等を行うに当たっては、行政需要や近隣施設との複合化等の可能性も勘案するほか、平成37（2025）年前後に経費が集中していることから、個別の建物の状態を見極めた上で、改築・改修等の実施時期を前後させるなど柔軟に対応し、財政の平準化を図っていきます。また、施設規模の適正化や民間活力の導入を図りながら、必要なサービスの提供と適切な施設の維持管理・更新に取り組んでいきます。

※施設白書2018では、(財)自治総合センターが示す単価を用いて、施設の建築年度をもとに、改築・改修等経費の年度ごとのばらつきなどの全体像を把握しました。今回は、より実勢に近い試算とするため、以下の点について条件を変更し、今後30年間に要する概算経費を試算しました。

- ・建設コストの高騰等による直近の区の実勢価格を踏まえ、改築・改修等の単価を修正
- ・消費税（10%）を加算
- ・現時点で中規模修繕や長寿命化改修の時期をすでに経過した建物については、当該改修等に係る経費を直近の10年間で均等に割り計上
- ・新耐震基準に適合している建物の内、延床面積が1,000m²を超える施設について長寿命化を想定
- ・長寿命化をしない建物については、築後、20年ごとに中規模修繕を実施

3 財政効果額

第一期計画に記載した第一次実施プラン（平成 26～30 年度）の財政効果額の算出期間に合わせて、第二次実施プラン（平成 31～33 年度）（2019～2021 年度）の取組における平成 55（2043）年度までの財政効果額を試算しました。施設を転用することなどによって生じる財政効果額は、約 73 億円と推計しています。なお、計算には平成 34（2022）年 4 月に開設等を予定している取組についても含まれます。

財政効果額の計算方法

1 施設を他用途に転用することによる効果額

○転用する施設について、転用により不要となる旧施設の維持管理費等（転用しない場合に必要となる用地取得費を含む）。なお、取組を進めるに当たって施設を改築する場合には、旧施設の解体費用を控除。

取 組				
用地取得費 の削減	施設費用の削減			合計① (※2)
	改築費用 の削減	改修費用の 削減（※1）	維持費の 削減（※1）	
65.3 億円	2.6 億円	1.3 億円	2.7 億円	71.9 億円

2 保育園の仮設園舎の有効活用による効果額

○整備した保育園施設を、既存保育園の建替の際にも仮設園舎として活用することにより不要となる仮設園舎の整備費用。

取 組	合計②
・（仮称）永福三丁目複合施設内の保育所を仮設園舎として活用	0.7 億円

合計 ①+②≈約 73 億円

※1 平成 55（2043）年度までの累計額。

※2 端数処理を行っているため内訳の額と一致しない場合があります。

(参考) 第一次実施プランにおける財政効果額

第一次実施プラン（平成 26～30 年度）の取組による財政効果額については、以下のとおりです。なお、計算には、平成 31 年 4 月に開設等を予定している取組を含むほか、施設を改築する場合の旧施設の解体費用を控除するなどの再精査を行いました。

1 施設の廃止による効果額

○廃止する施設について、仮に跡地を売却した場合の売却益及び廃止に伴い不要となる改築費、改修費、施設維持費。

取 組	用地の 売却益	施設費用の削減			合計① (※2)
		改築費用 の削減	改修費用 の削減(※1)	維持費の 削減(※1)	
・天沼会議室の廃止 ・区民住宅（区所有6戸）の廃止	2.4 億円	1.1 億円	0.3 億円	0.7 億円	<u>4.5</u> 億円

2 施設を他用途に転用することによる効果額

○転用する施設について、転用により不要となる旧施設の維持管理費等（転用しない場合に必要となる用地取得費を含む）。なお、取組を進めるに当たって施設を改築する場合には、旧施設の解体費用を控除。

取 組	用地取得費 の削減	施設費用の削減			合計② (※2)
		改築費用 の削減	改修費用 の削減(※1)	維持費の 削減(※1)	
・旧大宮前体育館跡地、旧新泉小学校跡地、旧科学館跡地、旧永福南小学校跡地を活用した特別養護老人ホーム等への転用 ・旧永福南小学校跡地を活用した永福体育館への転用 ・機能移転後の和泉児童館の子ども・子育てプラザへの転用	99.4 億円	24.1 億円	7.9 億円	17.1 億円	<u>148.5</u> 億円

3 民間等からの借上施設等の廃止による効果額

○施設等の廃止に伴い不要又は減額となる賃料等の額（※1）

取 組	合計③
・区民住宅（5団地）の廃止 ・下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合等	<u>12.6</u> 億円

4 施設の貸付による効果額

○貸付により得られる賃料収入の額（※1）

取 組	合計④
・旧新泉小学校の既存校舎貸出 ・区営住宅の駐車場の貸出	<u>4.0</u> 億円

5 保育園の仮設園舎の有効活用による効果額

○国有地等を活用し、仮設園舎を複数の保育園の建替に活用することにより不要となる仮設園舎の整備費用。

取 組	合計⑤
・成田東四丁目用地、下高井戸四丁目用地、梅里二丁目用地の活用	<u>2.2</u> 億円

合計①+②+③+④+⑤≈約 172 億円

※1 平成 55（2043）年度までの累計額。

※2 端数処理を行っているため内訳の額と一致しない場合があります。

4 区立施設再編整備計画のこれまでの主な成果

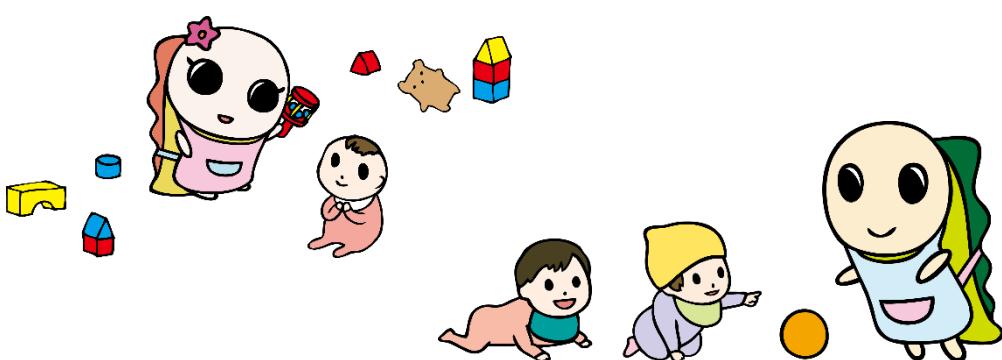
①区立施設等を活用した保育所整備

区では、女性の就業率の高まりに伴い保育需要が増加する中、区民ニーズの高い認可保育所を核に整備を進めてきました。

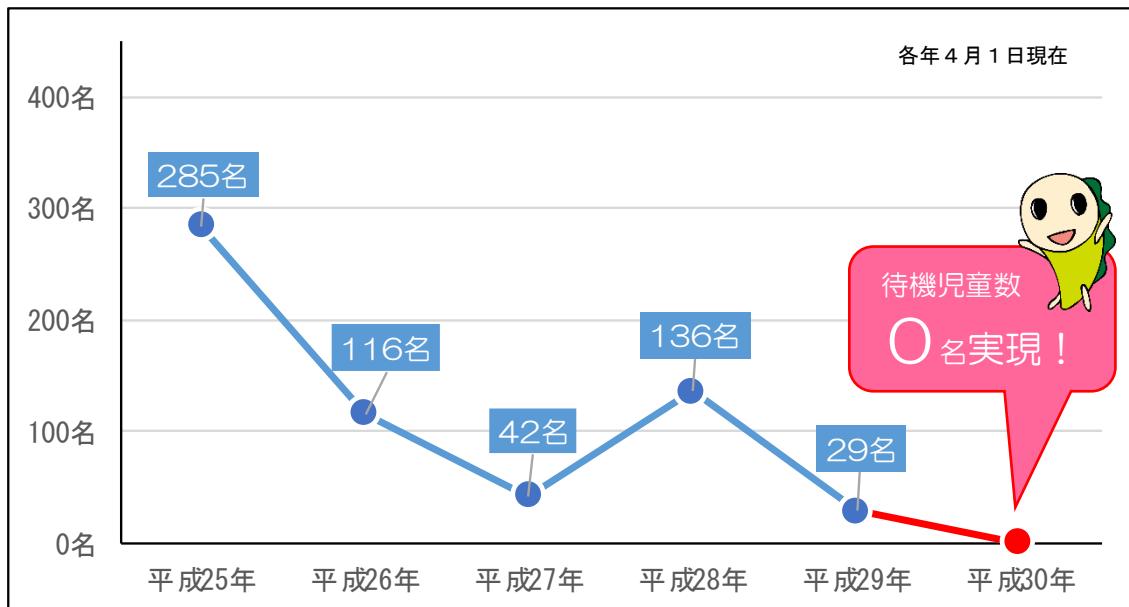
認可保育所の整備に当たっては、確実に整備を進めるため、民間保育事業者が自ら土地・建物を確保した上で整備を提案する手法のほかに、区立施設再編整備計画に基づき、区立施設や国・東京都の公有財産、さらには国家戦略特区制度等を活用し、認可保育所の定員確保に努めました。加えて、老朽化した区立保育園の改築に当たっては、定員の拡充を図るとともに、仮設園舎については、近隣にある複数の保育施設等の改築に有効活用してきました。

こうした取り組みにより、認可保育所の定員確保を着実に進めることができ、平成30年4月には、厚生労働省が調査を開始した平成13年度以降、初めて待機児童ゼロを実現することができました。

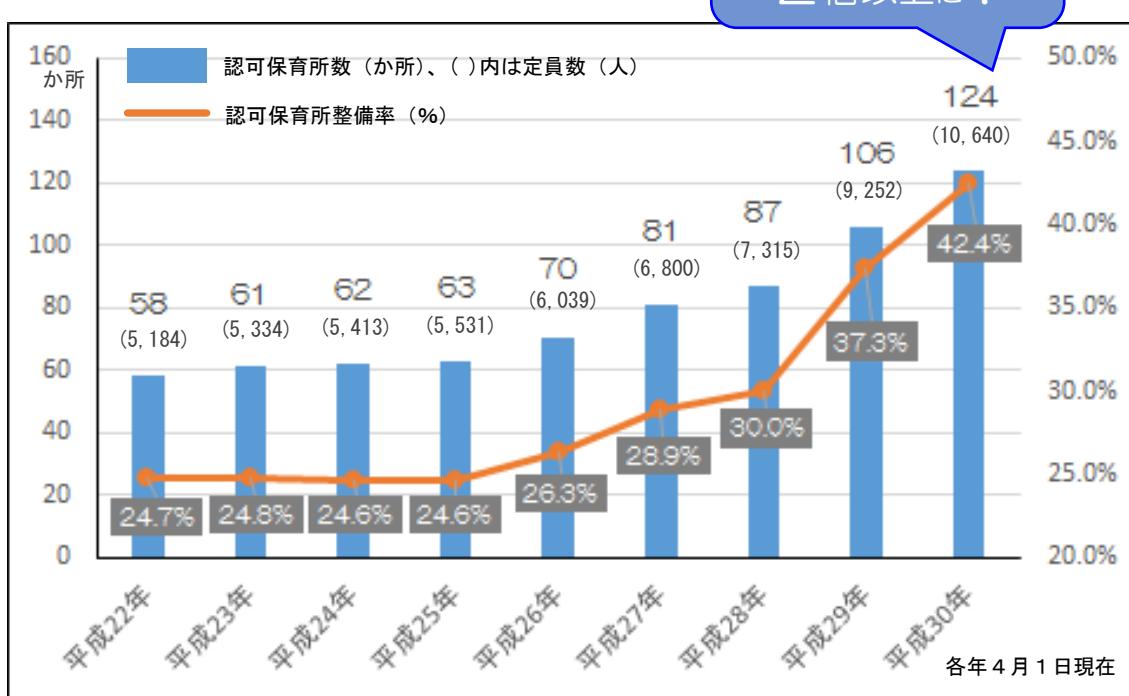
しかし、認可保育所への入所を希望された子どもの内、約1/4が認可保育所等に入所の内定ができていない状況です。今後も保育需要の増加が見込まれる中、待機児童ゼロの継続はもちろんのこと、希望する全ての子どもが認可保育所に入所ができるように、区立施設再編整備計画で生み出される用地などを有効活用しながら、引き続き、認可保育所を核とした整備を精力的に進めていきます。



【待機児童数の推移】



【認可保育所の箇所数・定員数・整備率（※）】



※認可保育所整備率＝認可保育所定員数 ÷ 就学前人口（外国人を除く）

②統合後の学校跡地等を活用した特別養護老人ホーム等の整備

高齢化の急速な進展に伴い、今後一層、要介護高齢者が増加することが予想される中、介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、特別養護老人ホーム等の整備を着実に進めていく必要があります。

杉並区総合計画では、平成 22 年度に 1,307 人だった特別養護老人ホームの定員を、平成 33 (2021) 年度に 1,000 人増の 2,307 人とする目標を掲げ、整備を進めることとしました。

これを受け、区立施設再編整備計画においては、統合後の小学校跡地や未利用の国・都の公有地を活用した特別養護老人ホーム等の整備を掲げ、これまで取組を推進してきました。その結果、平成 33 (2021) 年度までに、627 名の定員を確保することができる見込みとなったほか、本計画以外の取組も合わせて、上記目標を上回る定員を確保する見通しとなりました。

【区立施設再編整備計画に基づき整備した特別養護老人ホーム】

活用している施設・用地	定員	開設年度(予定)
旧永福南小学校跡地	70 名	平成 29 年度
旧新泉小学校跡地 (※)	72 名	平成 30 年度
旧科学館跡地 (※)	60 名	
高井戸東三丁目国有地 (※)	144 名	平成 31 (2019) 年度
成田東三丁目都有地 (※)	29 名	
高円寺南五丁目国有地 (※)	84 名	平成 32 (2020) 年度
天沼三丁目用地 (荻窪税務署移転後の跡地等)(※)	168 名	平成 33 (2021) 年度
合 計	627 名	

※定員数及び開設年度については予定です。

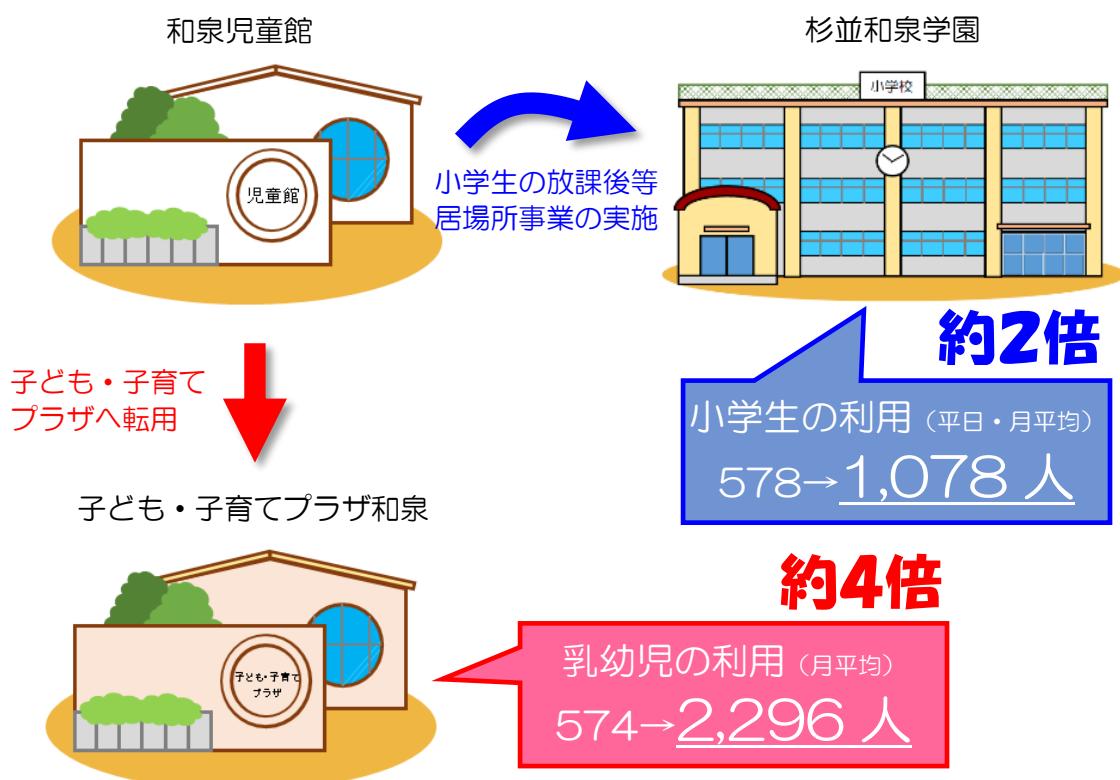
③児童館再編による子どもの居場所の拡充

児童館の再編整備については、学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内等に、乳幼児親子の居場所の機能を子ども・子育てプラザや今後再編整備する地域コミュニティ施設などに移転し、継承・発展することで、子どもの居場所の拡充を図ることとしています。

平成28年度以降、学童クラブの小学校内での実施については3か所、小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施については2か所、さらに子ども・子育てプラザの整備については3か所で進めてきました（平成30年8月現在）。

この内、旧和泉児童館の再編整備においては、杉並和泉学園内に学童クラブを移転することで、広々とした校庭などを利用し良好な育成環境を確保しました。同校内における放課後等居場所事業の平日の小学生利用者数は、月間平均で旧和泉児童館のときの約2倍に増加しました。また、旧和泉児童館を改修・転用して再編整備した「子ども・子育てプラザ和泉」では、乳幼児の利用者数が旧和泉児童館の約4倍に増加するなど、いずれも利用者の増加につながっています。今後も、引き続き取組を進めています。

【旧和泉児童館の再編整備の取組】



④あんさんぶる荻窪と荻窪税務署との財産交換によるウェルファーム杉並の整備

近年の急速な高齢化の進展に伴い、区では特別養護老人ホームの整備が急務となっていますが、住宅都市である杉並区では、特養の整備に必要な大規模な用地を確保することは以前から困難な状況でした。一方、国では、荻窪税務署が老朽化しており、かねてからその建て替えが課題となっていました。区と国の双方に課題がある中で、区が荻窪税務署とその隣地の旧公務員宿舎の用地を取得し、一体的に活用することができれば、用地の規模を生かした大規模な特別養護老人ホームなどの施設を整備することができます。また、国にとっては、駅からも近く、築年数も15年程度である「あんさんぶる荻窪」の建物を荻窪税務署に転用することで、改築工事の際の仮設庁舎や新たな施設の建設が不要となるなど、効率的な施設整備を行うことができます。このように、区及び国がそれぞれの課題を解決するとともに、区民福祉の向上を図ることができることから、区は「あんさんぶる荻窪」と荻窪税務署との財産交換を行いました。

国との財産交換の成果として、平成30年3月、当該用地の一部を活用して「誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点」である「ウェルファーム杉並複合施設棟」がオープンしました。この施設は、これまでの「あんさんぶる荻窪」の機能の内、杉並福祉事務所や消費者センター、就労支援センターなどの移転に加え、新たに在宅医療・生活支援センターなども・子育てプラザ、区民集会所などを設置し、福祉と暮らしに関する様々な相談などに対応しています。

将来的には、平成33(2021)年度に開設予定の特別養護老人ホーム棟と合わせ、区民の生活を幅広く支える拠点としていきます。



※平成30年3月にオープンしたウェルファーム杉並複合施設棟

5 地域コミュニティ施設の再編整備

【新たな地域コミュニティ施設（標準規模）のイメージ】

区民集会所、
区民会館、
ゆうゆう館、
機能移転後の
児童館を対象に・・・

ゆうゆう館などの
機能を継承しつつ、
多世代が共に
利用できる
施設として・・・

歩いて行くことが
できるような
身近な地域に、
段階的に
整備していきます。

ラウンジは、予約なしに誰でも利用することができる
スペースです。地域の方々のちょっとした打合せはもちろん、読書や勉強、飲食しながらおしゃべりなど、
自由度の高い利用ができる場としていきます。

町会・自治会の活動や地域住民の団体活動に加え、これまでゆうゆう館で実施してきた講座などの協働事業を通じて、世代を超えた交流や、コミュニティづくりを促します。

施設の規模に応じて、防音にも配慮した多目的室なども設置します。多目的室は、趣味や文化活動などに加え、軽い運動もできるようにし、集会室より幅広く活用することができます。



貸出する部屋では、高齢者団体の活動場所を確保することができるよう、高齢者優先利用の時間枠を設け、一般利用者等とのタイムシェアをしていきます。

乳幼児室は、乳幼児親子が予約なしに気軽に利用することができるほか、近隣の子ども・子育てプラザからの出前事業など、乳幼児向けのプログラムの実施を行います。

受付窓口では、高齢者への声掛けや日常の相談なども行い、地域の皆さんとゆるやかにつながる施設とします。

地域コミュニティ施設には、集会室、多目的室などの貸室や、ラウンジ、乳幼児室などの予約不要で利用できるスペースを整備します。貸室の広さや数は、既存施設の利用状況を踏まえて、地域の活動やイベントなどでの利用のほか、ゆうゆう館を利用している団体の活動場所が確保できるように整備します。

